

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 小 野 共

- 1 日時
平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 3 時 4 分散会
（うち休憩 午前 11 時 45 分～午前 11 時 46 分、午前 11 時 47 分～午後 1 時 3 分、
午後 1 時 17 分～午後 1 時 18 分、午後 2 時 42 分～午後 2 時 47 分）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
小野共委員長、佐々木茂光副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
岩崎友一委員、城内よしひこ委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊地担当書記、遠藤担当書記、藤本併任書記、藤澤併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
木村秘書広報室長、保理事兼秘書広報室副室長兼首席調査監、千葉調査監、
八重樫秘書課総括課長、蛇口特命参事兼行幸啓課長、上和野広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
風早総務部長、佐藤副部長兼総務室長、小向総合防災室長、山崎入札課長、
松本放射線影響対策課長、菊池人事課総括課長、熊谷財政課総括課長、
佐藤法務学事課総括課長、小畑税務課総括課長、猪久保管財課総括課長、
會川防災危機管理監、佐々木防災消防課長、及川総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
大平政策地域部長、大槻副部長兼政策推進室長、宮野副部長兼地域振興室長、
佐々木科学 I L C 推進室長、高橋政策監、小野評価課長、森調整監、
佐藤市町村課総括課長、佐藤調査統計課総括課長、古舘情報政策課総括課長、
菅原県北沿岸・定住交流課長、大坊交通課長、高橋地域連携推進監
 - (4) 復興局
中村復興局長、大友副局長、高橋副局長、石川復興推進課総括課長、
田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、
小笠原生活再建課総括課長

- (5) 国体・障がい者スポーツ大会局
岩間国体・障がい者スポーツ大会局長、小友副局長兼総務課総括課長、
安部施設課総括課長、中島競技式典課首席指導主事兼特命参事、
工藤障がい者スポーツ大会課総括課長
- (6) 人事委員会事務局
佐藤人事委員会事務局長、坊良職員課総括課長
- (7) 警察本部
種田警務部長、藤田交通部長、佐藤参事官兼警務課長、鈴木参事兼会計課長、
羽澤参事官兼生活安全企画課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
 - イ 議案第19号 岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
 - ウ 議案第4号 東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例
 - エ 議案第5号 いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例
 - オ 議案第6号 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例
 - カ 議案第7号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
 - キ 議案第8号 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例
 - ク 議案第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
 - ケ 議案第15号 宮古警察署庁舎及び待機宿舍新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
 - コ 議案第20号 平庭高原体験学習館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
 - サ 議案第21号 平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
 - シ 議案第27号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて
 - (2) 請願陳情の審査
受理番号第5号 沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設を中止し、「代執行」訴訟の取り下げを求める請願
 - (3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○**小野共委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。なお、泉国体・障がい者スポーツ大会局副局長及び藤澤競技式典課総括課長は、希望郷いわて国体冬季大会に係る自衛隊との協定書調印式に出席するため、欠席となりますので御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更した日程となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第3号）、第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第3条第3表債務負担行為補正中1追加中1及び第4条地方債の補正並びに議案第19号岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**熊谷財政課総括課長** 議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は、沿岸被災地市町村が実施する福祉灯油事業に対する補助に要する経費、県営体育館の改修に要する経費、冬季国体等の対応や震災復旧工事の実施に伴う超過勤務手当など、早急に措置が必要な経費の予算を計上したものでございます。

まず、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,158万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆1,504億829万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条繰越明許費につきましては第2表繰越明許費のとおり、第3条債務負担行為の補正につきましては第3表債務負担行為補正のとおり、第4条地方債の補正につきましては第4表地方債補正のとおりであり、順次御説明を申し上げます。

4ページの第2表繰越明許費についてでございますけれども、今回当委員会所管のものはございません。

6ページの第3表債務負担行為補正をごらん願います。1、追加のうち、当委員会所管のものは、1、指定管理者による総合防災センター管理運営業務でございます。

7ページの2、変更についてでございますけれども、こちらにつきましては当委員会所管のものはございません。

8ページの第4表地方債補正でございますが、これは県営体育施設整備事業について追加するものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明

を申し上げます。まず、歳入について御説明申し上げます。3ページをお開き願います。9款国庫支出金のうち、2項国庫補助金につきましては、3目衛生費補助金について、がん登録推進法の施行に伴い設置する審議会開催等の経費の財源といたしまして、16万円増額するものでございます。

4ページの12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、今回の補正の財源とするため、東日本大震災津波復興基金からの繰入金を854万7,000円増額するものでございます。

5ページの13款繰越金につきましては、今回の補正の財源とするため、2億7,687万3,000円増額するものでございます。

続きまして、6ページの15款県債につきましては、県営体育館改修の財源とするため、1億8,600万円増額するものでございます。

次に、当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。7ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、2目人事管理費につきましては、冬季国体等の対応や震災復旧工事の実施に伴い不足することとなる超過勤務手当を、続きまして8ページ、2款総務費、8項人事委員会費、2目事務局費につきましては、職員採用試験の特別募集等の実施によりまして不足することとなる超過勤務手当を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木防災消防課長 議案第19号岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の24ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案と同名の資料により御説明をさせていただきます。

まず、1、提案の趣旨であります。これは岩手県立総合防災センターについて、その管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2、議決を求める内容であります。指定管理者については、盛岡市中央通三丁目7番22号、公益財団法人岩手県消防協会を指定しようとするものであり、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次に、3、指定管理候補者の選定の経過であります。委員5名で構成されます岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会を設置の上選定を行ったところでありまして、平成27年8月21日の第1回選定委員会において、選定に係る基本方針等を審議、決定し、これに基づき8月28日から9月28日までの32日間、公募を行ったところ、1者から応募がございまして、申請内容に関して要件を具備していることを県において確認した上で、10月5日、第2回選定委員会を開催し、プレゼンテーション及びこれに対するヒアリングの後、委員の採点による審査を行い、指定管理候補者を選定したところであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を

求めることについて、今御説明いただいたことについて御質問させていただきます。

資料、議案書、さらには説明資料をいただいておりますが、これでは内容がよくわからないのですが、特にも1者からしか応募がないという中であって、運営能力や運営体制、職員の配置等が選定の基準となり、さまざま検討されたと思うのですが、選定委員会において、どのような選定基準があり、どのような観点からヒアリングがなされ、どのような議論等を経て選定したのかということについて、もう少し御説明いただければと思います。

○佐々木防災消防課長 指定管理者の選定につきましては、第1回の委員会で選定の基準等を御審議いただいて決定したものでございますが、基本的な事項といたしまして、指定の手續等、条例に定める指定管理運営の意欲、姿勢、平等利用の具体的な手法、効果が期待できるかどうか、管理運営の内容が公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであるかといった観点、それから、施設の管理を適正かつ確実に実施できる能力を有していることといったような基準がございまして、この基準に基づき配点を行って、それに基づいた審査を行ったものでございます。

今回につきましては、岩手県立総合防災センターの設置目的である防災思想の普及、啓発のためにきちんとした計画が立てられているかどうかや、人員体制などについて質疑がなされ、これらを考慮して採点がなされ、決定されたということでございます。

○郷右近浩委員 そのように指定基準に基づき採点をして決定したということでありませうけれども、今回これを指定管理により行っていただきたいという業務があつて、その中でそれを遂行するために、例えば適正な職員配置や労働条件等の観点を忘れてはいけないと思うわけでありませう。そうした適正な職員配置等について、岩手県立総合防災センターにおいてはパートタイムのような労働形態の職員が散見されるわけでありませうけれども、その部分については、選定の中で、県としてどのように配慮するとか、指導等の考え方を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○佐々木防災消防課長 職員配置につきましては、現在指定管理を行っている状況を基本に、現状もしくはそれ以上の効果的な職務を遂行できるかというような観点もあろうかと考えてございます。

それから、昨日の本会議の質疑におきまして、雇用関係の資料に週40時間労働のパートタイム労働者の記載があつたとの御指摘をいただいたところでございますが、これに関しましては、恒常的に事務を行うパートタイム職員用の記載欄に、1年更新で採用している常勤の有期雇用職員を記載したものであり、実際はパートタイム職員ではないということを確認してございます。若干誤解を招いたということはございましたが、体制上は問題がないと理解してございます。

○郷右近浩委員 わかりました。今のパートタイム職員という形でのくくりがあつたという部分についてなのですけれども、これはパートタイムという以外なかつたのか。現実はそのではないという話が今ありましたけれども、その方の待遇等については、いわゆるパ

ートタイム的なものではないという理解でいいのか。それからまたさらには、指定管理者を指定する際に、職員の方々の仕事や待遇等の状況について、基準というよりも、見るべきものをきちんと見ているかということについて、お伺いしたいと思います。

○佐々木防災消防課長 パートタイム職員でないということにつきましては、書類審査の過程で確認をしているところでございます。職員体制としても、現状と照らして、フルタイムの臨時職員が2名配置されているということで、十分なものと理解しております。

○柳村一委員 私も今のところについてお聞きしたいのですけれども、総合防災センターを県が運営する場合と比べて、指定管理者に任せることによってどのぐらい費用が削減できるのか、数字的なものはどうなっているのでしょうか。

○佐々木防災消防課長 指定管理者制度は平成18年から導入しております。導入前は、運営管理委託制度により、県が管理、運営を行っているというような実態でございましたが、指定管理者制度の導入以降は、毎年、導入前の経費を15%程度下回った額で推移しているところでございます。

○柳村一委員 県が行うより経費が15%削減されたということで、指定管理者の人件費等にしわ寄せがいつているのではないかという部分もありますし、1者だけの、前回は指定を受けた応募者に指定管理を任せることがありきというような形にはなっていないのか。そこら辺をもう少しきちんと精査しながら指定管理者の公募も行うべきと考えますけれども、どのようなお考えでしょうか。

○佐々木防災消防課長 経費の削減について人件費にしわ寄せいつているのではないかということでございますけれども、人的体制につきましては指定管理前後で特に大きな変更はございません。公益財団法人岩手県消防協会というところに現在も指定管理委託をしておりますが、むしろ、協会の組織力を生かして、地方の支部や会員を通じた普及啓発活動を効果的に行っているところであり、その点につきましては指定管理の効果が上がっているというふうに考えてございます。

それから、1者応募に関しまして、現在の応募者ありきのものであったのではないかというようなお尋ねでございますけれども、基本的には、応募資格も通常付されている欠格事項等に該当しないというようなもののみでございまして、防災センターの運営実績や、公益財団法人岩手県消防協会に固有の事項を応募条件にしたということとはございません。全国的に見ましても、同様に、消防協会のような組織を指定管理者に指定しているところもございまして、単に民間の管理者、警備会社のような会社を指定管理者に指定しているところもございまして、残念ながら応募がなかったということではございませんけれども、そういった民間等の応募者が現れることも考えられますし、1者応募というものは当センターに限った課題ではないとも考えておりますので、今後は、広く公募や周知の仕方について、指定管理制度の所管課とも相談しながら検討してまいりたいと考えてございます。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○田村まちづくり再生課総括課長 議案第4号東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案（その2）の3ページと、お配りしている資料の議案第4号東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例案の概要をお開きください。

現在、復興交付金事業等に要する経費の財源として国から交付される復興交付金を積み立てるために、県では条例に基づき、東日本大震災復興交付金基金を設置しております。今般、国が定める東日本大震災復興交付金制度要綱等が改正され、復興交付金事業計画の期間が、平成27年度までとされていたものが平成32年度までに5年間延長されたことから、条例の有効期限を平成28年9月30日から平成33年9月30日まで5年間延期しようとするものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。当局から提案理由の説明を求めます。

○**小畑税務課総括課長** 議案第5号いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の4ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1、改正の趣旨及び2、条例案の内容であります。いわての森林づくり県民税を課することとする期間を5年間延長しようとするものであります。いわての森林づくり県民税は、水源の涵養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、平成18年度から個人にあっては年額1,000円、法人にあっては資本金の額に応じて年額2,000円から8万円を、それぞれ個人県民税、法人県民税の均等割の税率に加算して課しているものでございます。この税金につきましては、これまで森林環境の保全に関する施策を推進するための貴重な財源として活用してきたところでございますけれども、平成28年度以降も依然として緊急整備が必要な森林があることから、これら森林の解消、並びにさらなる県民の森林づくりへの参画を促すため、特例措置の期間を5年間延長しようとするものでございます。

次に、3、施行期日であります。平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**飯澤匡委員** この条例の制定時にも議論がありましたけれども、森林環境の保全について岩手県が果たす先導的役割を県民にも理解してもらおうという観点から、期間を延長するに当たっては、やはりこれまでの実績を踏まえて、今後どのような形で施策を展開しようとするのか、これをやはり聞いておかなければいけないと思います。税金を徴収するので、効果的な施策を実施し制度としての役割を果たさなくてはならない。その点について、どのような実績があり、担当部局である農林水産部ともどのような協議をされたのか、背景等も含めて御説明をいただきたいと思っております。

○**小畑税務課総括課長** まず、実績でございますけれども、この制度は平成18年度に創設され、今年度の当初予算で見込んでいた額も含めて、これまでの10年間の税収は約72億円となっており、単年度的には7億円ほどの税収となっております。この税収は基金に積み立てまして、いわて環境の森整備事業として、主に間伐等の森林整備を実施しており、今年度末までに1万5,500ヘクタールの森林整備が行われる見込みでございます。これは、平成18年度の制度創設時点で、整備が必要な森林を2万6,000ヘクタールと見込んでおりますので、大体60%ぐらいの進捗率ということになるかと思っております。

それから、平成25年度までの実績といたしまして、水源涵養の向上や、間伐の実施による雇用の創出といった経済的な効果もあったものと考えているところでございます。

今回は第2期ということでこの事業を実施してございますが、今年度末におきましても整備が必要な森林が約1万ヘクタール存在するというところでございますので、今後は、まずこれらの未整備状況の早期解消に向けて整備を進めていくということで、農林水産部ともさまざま情報交換等を行い、また県民アンケートや事業評価委員会等の意見等も踏まえ、引き続き現行制度で5年間延長させていただきたいと考えているところでございます。

○飯澤匡委員 わかりました。あと約1万ヘクタール必要だというような見積もり等お聞きしました。それで、税を徴収しているわけですが、この制度は、大体決まった限定的な県民にしか理解できていないのではないかと思います。これも本会議での質疑において指摘がありましたが、各広域振興局等でもいろいろなポスター等による周知の努力は見えますけれども、現在森林組合を中心に行っていたような森林施業が、いずれシステムとして必要だということでは、あまねく集めている税の割には、どうも県民に理解できていないのではないかと。繰り返しになりますけれども、どのような形で県民の税金が施策に反映されているのか、そして、この10年間を振り返り、次の第2ステージに向けて、未来の人のために何をするのか、そのためにこういう形でまた徴収しますよという県の姿勢を、ここは広聴広報課の方もいらっしゃいますから、しっかりと県民の皆さんに、何らかの形でお伝えするべきだと思うのですが、その検討についてはいかがでしょうか。

○小畑税務課総括課長 今回の期間延長に当たり、一般県民の方と林業事業者の方、双方を対象にアンケートを実施しておりますが、その結果を見ましても、林業関係者の方の認知度は比較的高いのでございますが、委員御指摘のとおり、やはり一般県民の方の認知度は4割弱ぐらいでして、まだまだ周知が足りないと感じているところでございます。

我々といたしましても、税務課は税務課なり、林業サイドは林業サイドなりに周知、広報に努めているところでございますが、いずれ期間の延長をさせていただきますので、その辺の周知は連携をとりながら、今後ともしっかり行っていきたいと思っております。

○郷右近浩委員 そもそも延長については、私自身は賛成するものでありますけれども、県民の税金を投入し、森林を整備していくにあたり、公益的な機能の維持というような目的はもちろんのこと、やはり山ですので、売れて何ぼという部分が本来あるべき姿なのだろうと私自身は思うところです。間伐材については今後動き出す部分もあるとは思いますが、やはりきちんと混交林をつくり、もっと販売などの流通の方面に使ってほしいというような思いなのですけれども、そうした部分にこの森林税を使うということについての総務部としての考え方としては、やりづらいというか、難しいというふうに考えているのでしょうか。この点については私も農林水産部のほうに聞こうとは思いますが、総務部の考え方についてお伺いしたいと思います。

○小畑税務課総括課長 税金で行う森林整備の部分と、あとは産業や林業についての県政とのすみ分けということになるかと思っておりますけれども、森林整備については、現在の木材価格の状況から、どうしても適正な施業に着手できない森林が存在するというところであり、そのような森林2万6,000ヘクタールを選定し、税金を投入して整備するということ

をこれまで行ってきているところでございます。

林業施策については、当然国庫補助事業等もございますので、こちらを有効に活用していただくことが前提かと思えますけれども、どうしても手をつけられない森林も存在しますので、その部分については、広く県民の御理解をいただきながら税金により整備させていただくということも必要なのではないかと考えているところでございます。

○郷右近浩委員 どちらかという意見のような感じになってしまっているのですけれども、税金を直接的に出口対策に投入するというのは、私自身も難しいと思います。しかしながら本制度は、個人所有の森林等で、これまでなかなか整備ができなかった部分に対しても直接的に関与していくものでありますので、だとすると、それが例えば山の保全だったり、売れる木材をつくれるような森林環境の整備であったり、木材の搬出に係る路網の整備であったりという部分や、県産材を使った住宅に対するさまざまな形での補助など、県産材の利用促進のような部分についても、森林税の中でトータルで見ることというのはできないものかというふうに思うわけでありましてけれども、難しいものでしょうか。

○小畑税務課総括課長 税金を使って事業を行う以上、個人の財産に帰するような部分についてはかなり慎重でなければならぬと認識をしているところでございます。今回、森林税により行う森林整備事業につきましても、所有者の方に、例えば20年間は皆伐をしないというような条件を課して行っているものでございますので、当然木材利用は推進していかねばなりません。その線引きは慎重に検討していきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 郷右近委員の話に関連するのですけれども、森林税の収入は税務課が所管し、使う側は林業サイドであるわけなのですが、その際、松くい虫対策にもこの税金が使われるのか、お伺いします。

○小畑税務課総括課長 松くい虫対策の関係でございましてけれども、森林税の施業の対象となる林分、森林ですね、そこに松くい虫の被害を受けているものがある場合については、そのような対策も行っております。

○城内よしひこ委員 とすれば、松くい虫対策は、多分国のほうからも予算がついていると思うのですが、それと抱き合わせのような形で使うことができるという判断でしょうか。

○小畑税務課総括課長 委員御指摘のとおり、松くい虫対策につきましても国庫補助事業がございまして、当然それをまず最大限活用していただくこととなります。どうしても環境保全上、森林税を使って整備を行わなければならない森林に関して、松くい虫対策が必要な場合で、国庫が入らないものについては、森林税により対策を行うこととなります。

○城内よしひこ委員 税の性質上、その辺のすみ分けも含めて慎重に対応していかねばならないが、もちろん森林環境を守る上で、松くい虫対策は重要な課題であります。その辺の整理をきちんと明確にしておかないと、さまざまな問題が出てくるのではないかとこのように思いますので、その辺の配慮もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小畑税務課総括課長 委員御指摘のとおりでございまして、実際の事業は林業サイドになりますので、そちらのほうと協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○**工藤大輔委員** 先ほどの飯澤委員の実績に係る御質問について、10年間の整備実績が1万5,000ヘクタール、今後の見込みが1万ヘクタールと言いましたか、その辺の確認です。

それとあとは、いろいろな事業でこの森林税が使われていると思いますが、実際に木の間伐等を行った方々以外の、例えば県民の方々などがかかわって、どのような事業を行ったのか、10年間の実績がわかれば、その辺についてもお伝えいただきたいのと、事業評価委員会において、この条例の課題についてはどのようなものがあると指摘されているのかお尋ねします。

○**小畑税務課総括課長** 平成18年度、制度の創設時点で、緊急整備をしなければならぬ森林が約2万6,000ヘクタールでございます。整備実績については、平成18年度から今年度の見込みで1万5,500ヘクタールであり、今後は、約1万ヘクタールほどについて整備が必要だということでございます。

それから、事業についてですけれども、財源の大体9割以上は森林整備に使用しているほか、森林整備に関する普及啓発ということで、県民参加の森林づくり促進事業という事業を行っておりまして、これまでの10年間、約4万2,000人の方がこういった事業に参加しているところでございます。

それから、事業評価委員会での課題でございますけれども、基本的にはこの制度を存続すべきというような意見でございますけれども、主なものといたしましては、いわゆる再造林に関する意見が出されたというふうに伺ってございます。

○**工藤大輔委員** わかりました。それと、個人県民税と法人県民税に分けて徴収されているわけですが、どのような割合になっているかお伺いしたいのと、また、森林が持つ公益性の多面的機能の経済効果がどのくらいあるのかということについても、わかればお願いしたいと思います。

○**小畑税務課総括課長** まず、個人県民税と法人県民税の割合でございますけれども、平成26年度の実績で申しますと、個人県民税が約6億円、法人県民税が1億5,000万円ほどというところでございます。基本的に均等割でございますので、この比率は各年度とも大体似たようなものでございます。

経済効果につきましては、水源涵養の機能の向上等についての平成25年度までの実績ということで、農林水産部が約400億円という試算をしているところでございます。

○**工藤大輔委員** わかりました。私もこの条例案には賛成なのですが、国が所有する山、自治体が所有する山、個人が所有する山があるところ、山に入って山菜やキノコをとったりすることが日常的に行われる中であって、県民は、山は誰のものというような区切りがないイメージを持っているのではないのかなと思います。これが畑であれば泥棒ということになるわけですが、そうではない、やっぱり山というものはある意味みんなの共通のものという気持ちがどこかにあるのではないのかなと思います。そういった山の持つ多面的機能やその経済効果がこれだけあって、これだけのお金をかけているのだけれども、実際には、森林を整備することにより、金額からは見えない、生態系などのさまざまなものに対

しても好影響があるということを広く県民に理解していただいて、このような制度を活用しながら、森林県岩手が、木材産業がもっと盛り上がるような形で支えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○藤田交通部長 議案第6号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書（その2）の5ページ及び6ページをお開き願ひます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付してあります条例案要綱により説明させていただきます。

道路交通法では、運転免許の取り消し等の処分を受けた方が再び運転免許を取得する場合の受験資格となっている取消処分者講習の実施及び運転免許を取得して1年以内に違反点が3点以上となった方が受講する初心運転者講習の実施については、それぞれ公安委員会が指定する指定試験機関等で行うことができると規定されております。

今回の改正では、取消処分者講習を行うこともできる指定試験機関等として、新たに宮古市の花輪橋自動車教習所が指定されたことに伴ひ、条例別表第7に追加するものであり、これにより県内の取消処分者講習の指定試験機関等は8校となります。

また、初心運転者講習を行うことができる指定試験機関等であった一関市の一関第一自動車学校から初心運転者講習の廃止許可申請が出され、廃止を許可したことに伴ひ、条例別表第7から削除するものであり、これにより県内の初心運転者講習の指定試験機関等は7校となります。

施行期日については、公布の日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 ちなみに処分者というのはどのぐらいいるのですか。

○藤田交通部長 昨年の平成26年中の取消処分者講習につきましては359人、それから

初心運転者講習につきましては162人受講しております。

○佐々木茂光委員 ちなみにどういった状況の中でこういう人たちが講習を受けているのでしょうか。それぞれ相当数の方々が講習を受けているわけで、当然違反をするから講習を受けるわけなのですけれども、あえて講習を受けなければならない状況になった違反の原因というか。

ちなみにこういう人たちがこういうケースで講習を受けているというような分析というのか、調査はされているのでしょうか。

○藤田交通部長 取消処分者講習につきましては、例えば酒気帯び運転だと一発で取り消しになるのでそういった方、あるいは初心運転者講習は、運転免許を初めて取った方が例えば信号無視を2回すると講習を受けなければいけないというふうな制度になっています。

○佐々木茂光委員 ちなみにそのような講習受講者は、再度免許を取得する機会を求めているのでしょうか。要するに、その講習を受けに来ること自体、本来ならばあってはならないことであり、講習を受けさせる側としては、社会に対しても、例えば飲酒運転はだめなのですよとはっきり示しているわけです。講習を受ける人たちが多くなってきてはよくないと思うのですが、講習を受けさせる効果というのはあるのですか。

○藤田交通部長 例えば取消処分者講習につきましては、取り消しになった方がまた免許を取りたいということで受験する場合は、この取消処分者講習は受験の資格にもなります。これを受けないと受験できません。講習の中で、例えば飲酒運転であれば、絶対飲酒運転をしないというようなさまざまな講習を行っております。研修を受講して、また新たな気持ちで運転に向かえるのではないかと思います。

○佐々木茂光委員 平成26年度の受講者数がここに示されているのですけれども、当面5年間の数値を比較した場合、傾向としてはふえているのですか、減っているのですか、

○藤田交通部長 取消処分者は減少傾向でありますけれども、取消処分者講習の受講生につきましては増加傾向でございます。これは、過去に取り消された方が欠格期間を過ぎて免許を取得したいということで受けているということだと思います。

○工藤大輔委員 私は、件数や傾向もお伺いしたかったのですが、今質疑が交わされたところで、割愛したいと思います。そこで、取消処分者講習の指定試験機関等が8校、初心運転者講習の指定試験機関等が7校ということですが、広い県土ですので、地域のバランスがどのようになっているのかということと、一関市で初心運転者講習が受けられなくなると、この地域の方々はどの辺で受講できるのか、受講する傾向となるのかお伺いします。

○藤田交通部長 取消処分者講習の指定試験機関等につきましては、自動車運転免許試験場のほかに、県央地域では2カ所、県南地域では4カ所、沿岸地域では2カ所となっております。それから、初心運転者の指定試験機関等につきましては、県央地域には3カ所、県南地域には1カ所、沿岸地域には2カ所、県北地域には1カ所となっております。

それから、一関市の自動車学校が廃止申請を出したことになることになると、例えば近くの北上市や奥州市水沢区〔後刻「奥州市水沢区では受講できない」と訂正〕などで受講するという

ふうになると思います。

○**工藤大輔委員** 初心運転者講習の実施機関は、もう少し詳しく見ないとわかりませんが、県内バランスがいいわけですが、取消処分者講習の実施機関は県北のほうにはないということで、交通事情によってはやはり前泊しなければならないというような方が出てくるわけであります。そういった中でやはり、取消処分者講習の実施が可能な機関等を県北でもふやす必要があるのではないのでしょうか。また、県警がそういった形で果たすべき役割とは何なのか、必要性についてどのように考えているのかもあわせてお伺いします。

○**藤田交通部長** 委員御指摘のとおり、県北地域には取消処分者講習を受講できる指定試験機関等はないことから、盛岡市玉山区にある自動車運転免許試験場及び盛岡地域の指定試験機関等で受講していただいているところであります。県北地域には県北運転免許センターがございますが、そこで取消処分者講習を実施するにはコースがないということで困難であります。また、新たな指定試験機関等の指定につきましても、民間の自動車教習所からの申請に基づきまして、基準を満たしているかどうか審査の上指定しているところがございます。講習指導員の確保等の問題から、現在のところ指定を希望する自動車教習所は把握しておりません。県警察といたしましては、今後自動車教習所からの指定試験機関等の指定希望があった場合には、基準を満たすよう必要な指導を行ってまいりますし、速やかな指定に向けて努めてまいりたいというふうを考えております。

○**工藤大輔委員** 県北にも久慈市にも運転免許センターがあるわけですが、やはりそういったところで講習の受講が可能となるように、県警のほうでもぜひ積極的に取り組んでいただけるよう、要望したいと思います。

○**小野共委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤市町村課総括課長** 議案第7号住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の7ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお

配りしてございます条例案の概要により御説明いたします。

1の改正の趣旨でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等により、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

2の条例案の内容でございますが、三つございます。一つ目が、(1) 県内の市町村の執行機関に提供する都道府県知事保存本人確認情報から住民票コードを除くこと。二つ目が、(2) 知事以外の県の執行機関に提供する本人確認情報から住民票コードを除くこと。三つ目が、(3) 住民基本台帳法の条項移動に伴う引用条項の整備を行うことでございます。

(1)と(2)の改正についてでございますが、資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。資料の中ほどに住民基本台帳ネットワークシステムの図を記載してございますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムは、市町村サーバ、都道府県サーバ、全国サーバの3層構造から成っております。市町村長、都道府県知事、地方公共団体情報システム機構が各サーバで住民票記載事項、これは大体20項目ほどございますが、このうち住所、氏名、生年月日、性別、個人番号、住民票コードの6情報のみを保有して管理しているものでございます。

条例改正の三つの内容のうち、一つ目に関する説明が2の(1)でございます。県内の市町村長が行うパスポートの発給等の申請に係る事務処理等に関しまして、市町村長から求めがあった場合、知事はこれまで住所、氏名、生年月日、性別、住民票コードの五つの情報を市町村長に提供してございましたが、来年の1月1日から個人番号の利用が開始されることに伴いまして、原則といたしまして住民票コードは本人を確認する情報として利用する必要がなくなることから、提供する情報から除くものでございます。

次に、条例改正の二つ目の説明が(2)でございますけれども、住民監査請求の受理等に関する事務処理等に関しまして、監査委員等の県の執行機関から求めがあった場合、知事はこれまで住所、氏名、生年月日、性別、住民票コードの五つの情報を当該執行機関に提供することとしてございましたが、(1)のところで申し上げました理由と同じ理由によりまして、提供する情報から住民票コードを除くとするものでございます。なお、個人番号の提供につきましては、個人番号の利用事務といたしまして、番号法、それから番号利用法施行条例に定められた場合に提供するというにされておりますけれども、(2)の①の四つの事務につきましては、個人番号の利用事務、これは税と社会保障と災害関連分野ということに限定されてございますけれども、これらに該当しておりませんので、個人番号は提供されないということでございます。

また、(1)と(2)のいずれの場合におきましても、住民基本台帳法の経過措置に準じまして、当分の間、住民票コードを提供するとしてございます。

資料1ページに戻っていただきまして、3の施行期日等でございますけれども、この条例は改正された住民基本台帳法の施行日であります平成28年1月1日から施行しようとするものでございます。また、先ほど御説明いたしました、当分の間住民基本コードを提

供することとする経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 最後の説明にあった当分の間というのはどれぐらいの期間を示すのかと、あわせてこれを一斉に行うための各市町村との連絡体制は整っているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤市町村課総括課長 当分の間については、法律に準じてございまして、法律では今のところ、当分の間についての期限を示してございません。

それから、市町村との連絡体制でございますけれども、県が条例で求められた場合に情報を提供するという仕組みになってございまして、現在条例により市町村に提供しているのは、パスポートの発給申請とNPOの関係だけということになってございます。こちらの業務につきましては、住民票コードそのものが提供されなくても、残りの氏名や住所等で本人確認ができるということで、大きな影響はないというふうに考えてございます。

○飯澤匡委員 資料2 ページ目の手続について、新しいマイナンバー制度によって諸手続が簡略化されるということなのですが、少し勉強不足なので教えてほしいのですが、住基ネットとマイナンバー制度のシステムの関連性はどのようになっているのか、概略的に御説明いただきたいと思っております。

○佐藤市町村課総括課長 住基ネットは平成14年から稼働してございまして、こちらは、先ほど申しました住民票の記載項目、大体20項目ほどございますが、これらのうちから住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード、それから個人番号制度が始まりますので、10月5日から個人番号も追加されまして、5情報を保有しているということで、住基ネット自体がこの5情報だけを持っているという格好になってございます。

一方、マイナンバーの制度が始まりますと、マイナンバーで個人番号を特定してそれぞれの情報連携を始めますが、住基ネットの住民票コードをもとにマイナンバーの個人番号を生成するという仕組みになってございます。今は、あらかじめ市町村のほうに住民票コードのカバーを渡しまして、出生届がありますと、そのカバーから番号を特定して住民票コードを付すこととなります。それを今度は個人番号につくりかえるという手続を行うこととなりますが、こちらは別のシステムで行うという格好になってございまして、あくまでも住基ネットは今持っている6情報の中だけで完結するということになり、個人番号の生成の関係の基礎になるデータを別のシステムに提供するという中身になってございます。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**古館情報政策課総括課長** 議案第8号電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例について説明申し上げます。

議案（その2）の9ページをお開きください。概要につきましては、便宜、お手元にお配りしております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1、廃止の趣旨でございますが、マイナンバー制度の開始に伴う関係法令の整備により、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、以下公的個人認証法と申しますが、公的個人認証法の一部が改正されたことに伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例が不要となることから、これを廃止しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容でございますが、これまで都道府県の事務とされていた公的個人認証サービスに係る事務、これは住民がインターネット経由で確定申告などの電子申請の手続を行う際に、本人であることを公的に証明するように住民に対して電子証明書を発行するものであります。これが公的個人認証法の改正により、地方公共団体情報システム機構の事務とされたことにより県条例が不要となることから、これを廃止するものであります。なお、これまでも全都道府県が当該事務を地方公共団体情報システム機構に事務委任していたところでありまして、実質的な事務を機構が行うことに変更はございません。

最後に、3の施行期日等でございますが、施行期日は改正された公的個人認証法の施行日である平成28年1月1日から施行しようとするものであります。また、本条例に関する岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正し、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○古舘情報政策課総括課長 議案第9号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の10ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1、制定の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下法と申しますが、法に基づき、平成28年1月から個人番号の利用が開始されることに伴い、法の実施に関し必要な事項を定めようとするものであります。

2、条例案の内容でございますが、まず（1）個人番号等の利用に係る規定を定めることについてですが、個人番号の利用範囲については法において厳格に定められております。これらの法で定められた事務に加えて、法第9条第2項において、自治体が独自に実施する事務においても条例で定めることにより個人番号を利用することができることと規定されており、本条例において次の3点を定めるものでございます。

1点目は、アの個人番号の独自利用事務に係る規定でございます。高等学校関係の給付に関する事務、特別支援学校関係の給付に関する事務を県独自に個人番号を利用する事務として定めるものでございます。

2点目は、イの個人番号を含む個人情報、以下特定個人情報と申しますが、機関内に保有する特定個人情報を他の個人番号を利用する事務で利用することができるようにするものでございます。

（ア）は、法において他の機関に提供が認められている範囲で、情報提供者と情報照会者が同一機関にあるものについて庁内連携し、個人番号を利用できるように包括的に定めるものでございます。機関内において他の事務との間で特定個人情報を授受することは、法の規定する各事務での利用範囲を超えるため、条例で定める必要があるものです。

（イ）は、県独自に庁内連携し、個人番号を利用できるようにするものでございまして、具体的には税の滞納処分に関する事務において生活保護関係の情報を利用すること、高等学校関係の給付事務において就学支援金の支給に関する情報を利用できることを定めるものです。

（ウ）は、法に基づき、国、市町村、県等を結ぶ情報提供ネットワークシステムを利用して、他の機関から特定個人情報の提供を受けられる場合には庁内連携の対象から除外することを定めるものでございます。

3点目は、ウの書類提出の省略に係る規定でございます。庁内連携により機関内に保

有する特定個人情報を利用した場合、事務の根拠となる条例、規則等において提出が義務づけられている書類の提出があったものと見なすものでございます。

次に、(2)規則への委任について定めることについてですが、条例に基づく個別の事務については、知事規則及び教育委員会規則で定めることから、この条例の実施に関し必要な事項は執行機関が別に定めようとするものであります。

3、施行期日でございますが、法に基づく個人番号の利用が開始される平成28年1月1日から施行しようとするものであり、独自利用事務に係る規定及び情報提供ネットワークシステムに係る規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○城内よしこ委員 説明は十分に理解をしたのですが、この一連の条例の改正が終わり、名寄せの対象者が同一人であることの確認がほぼ終了するのは、いつごろを目途と考えていらっしゃるのかお伺いします。

○古舘情報政策課総括課長 平成28年1月1日から、それぞれの事務で番号の利用が開始されるところでございますが、それぞれ行政の手続については、年度単位で行われているものが多かろうと思います。そう考えますと、おおむね1年経過しますと、それぞれの機関に個人番号の入った個人情報が蓄積されていくのかというふうに考えております。現在の国のスケジュールで申しますと、地方公共団体が市町村、国等と情報連携が始まるのは平成29年7月ころと予定されておまして、そのころまでにはおおむねそれぞれの事務において個人番号が収集されるのではないかと考えております。

○城内よしこ委員 中には、個人番号の利用開始から1年、2年たっても、そのような行政手続にかかわることなく生活する方もいらっしゃると思うのです。1年半後の7月くらいまでには各事務において個人情報が収集されるということなのですが、それ以降、随時そういう形での情報収集がなされるのかどうか、確認して終わりたいと思います。

○古舘情報政策課総括課長 個人番号制度、マイナンバー制度に関しましては、名寄せと申しましてもそれぞれの事務に必要な部分に関しては名寄せされるかと考えておりますが、実際にどういうふうな行政処分がなされたか、概要についてはそれぞれ個々の自治体で管理することになっておまして、そのものが全て名寄せされることはないかと考えております。あくまでも岩手県であれば岩手県の手続の中、税であれば税の手続の中で情報は蓄積されていくということになりますけれども、それはそれ以上の名寄せをされることはないかと考えております。逆にほかの事務において、例えば所得情報のような形で情報が必要だということになれば、法律で認められた範囲で市町村のほうに照会いたしまして、その方の最低限の情報をいただくというふうな形になるものでございますので、全体が名寄せされるものではないというふうに考えております。

○小野共委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号宮古警察署庁舎及び待機宿舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○種田警務部長 議案第 15 号宮古警察署庁舎及び待機宿舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案（その 2）の 20 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております議案第 15 号関係の資料により説明をさせていただきます。

初めに、この議案の趣旨についてであります。宮古警察署庁舎及び待機宿舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。

次に、内容についてであります。工事名は宮古警察署庁舎及び待機宿舎新築（建築）工事、工事場所は宮古市松山第 6 地割地内、契約金額は 16 億 7,045 万 7,600 円で、請負率は 87.13%です。請負者は日本住宅・EC 南部コーポレーション特定共同企業体、請負者の住所は資料に記載のとおりであります。

工事概要については、資料 2 ページの 5 番をごらん願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した宮古警察署庁舎及び待機宿舎を、宮古市松山地内に移転新築するものであります。宮古警察署庁舎は鉄筋コンクリート造り 4 階建て、延べ面積 3,204.89 平方メートル、待機宿舎は鉄筋コンクリート造り 3 階建て、延べ面積 1,319.76 平方メートル、18 戸の世帯用宿舎を再建する計画であります。完成は平成 28 年度末の平成 29 年 3 月 31 日までとしております。

最後に、入札の経過等についてであります。資料 3 ページに入札担当課において作成した入札結果説明書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 今度、宮古警察署庁舎及び待機宿舎が新築移転をするにあたり、非常にいい場所を選択されたというふうに思っております。三陸縦貫自動車道路がすぐ目の前を

通りますし、国道 106 号西道路も通る。あるいは県代行事業として岩手県が整備を進めている宮古市道北部環状線が西ヶ丘団地を越えてすぐ千徳につながります。鋭意努力により早い完成をお願いしたいと思います。

そこで、警察は新しい署を建てて移ればそちらでの業務が主体だと思いますが、現在の警察署の建物あるいは待機宿舎を含めて、その利用については現時点で何かお考えになっているのかまずお伺いします。

○**種田警務部長** 庁舎移転後の現警察署の用地、建物についての利用計画は、現在のところ未定でございますけれども、今後県の他部局や宮古市の利用要望等々を調査するなどして、希望がない場合は売却等の処分も検討していきたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** このような県の建物については、県の利用がなければ地元の自治体に使用ませんかという問いかけをして、自治体からぜひ欲しいという回答があれば応ずるといように聞いたのですが、それでいいと思いますが、実はこの神林地区の現警察署は1階の天井まで水をかぶりましたが、すぐ裏の防潮堤はかさ上げをしております、前よりは安全面が高まっている。私は宮古市に、ぜひ現警察署を待機宿舎も含めて取得して、ここを若い人方の活動のベースにしたほうがいいという提案をしてきているところであります。

現警察署には柔道場も剣道場もあり、すぐ隣には今回の国体のヨットの会場となります宮古マリーナがあります。子供たちの合宿所にも使える。そして、この地区を大きく磯鶏地区として考えると、ここには、国立宮古海上技術短期大学校と岩手県立大学宮古短期大学の、二つの短大があります。そして高校が二つ、中学校、小学校とあるわけですので、この場を若者のまちにしていくべきだというふうに思い、宮古市に提案をしておりました。

宮古市は、市役所を建てるとか建てないとか言っているようですが、私は市役所を建てても子供はふえないと思うのです。ですから、若い者が集まっているいろいろな活動を展開する場所として手をかけていくことによって、若い人たちが定着するとか、ふえていくということになるかと思っておりますので、ぜひ宮古市に取得の要望を上げるように、城内委員の力も借りながら強烈に働きかけをしたいと思います。柔道場もあるのだから。

○**城内よしひこ委員** はい、わかりました。

○**伊藤勢至委員** そこで、警察署の移転後のことまではお考えではないでしょうか、総務部にはどのような計画があるのか。防潮堤内の、宮古湾内海上保安庁が入っている建物も倒壊し、解体しました。そこが後利用で入るなどという話もあったのですが、私はそこに入ってほしくないのです。ぜひ宮古市に取得をしてもらって、ここをベースに若者のまちにしてもらいたいと思っておりますので、そこも含めて県政の中でどう位置づけをするのかお伺いします。

○**猪久保管財課総括課長** ただいま警察庁舎の後利用ということで、未利用となった場合の県としての活用の仕方でございますが、県有でございますので、まずは庁内に情報を伝え、活用があるかどうかの確認を行うということ、まず手順として考えてございます。

その次に、先生のおっしゃるとおり、地元市町村での活用ということを考えてございま

すので、今お話しのありました具体的な地元の情報や活用の点につきましては、警察等から恐らく後々聞こえてくる情報かと思えますけれども、まだ私どもも把握してございますが、そのようなスケジュールを進めることを基本としておりますので、ぜひ有効活用ということで、そのような方向に進めていければと思っております。

○伊藤勢至委員 警察署の後ろに待機宿舎もあるわけでありましたが、これも私は非常に魅力的だと思っております。ここはまだ築20年ぐらいなものですから、廃止後も十分に利用価値があると思っております。今、災害公営住宅が次々に建っておりますが、そこへの入居の状況は、意図的に行っているのではないのかもしれませんが、順番というのか、御高齢の方々が先に決まっているようで、若い方々が応募してもなかなか当たらないという状況もありますので、こういうところを思い切って若者専用の災害公営住宅にするとか、そういうことをしていくことが、若い者を残す手だてになると思っております。

管財課総括課長からは大変前向きな御答弁をいただきましたので、早速宮古市に管財課総括課長のお考えをお届けして、オウム返しにお願いしますという声が出るように働きかけていきたいと思っております。

○岩崎友一委員 私も勉強不足なのですが、旧待機宿舎と新たに整備される待機宿舎、庁舎も含めてなのですが、その機能的な部分で何か変化というものがありますでしょうか。

○鈴木参事兼会計課長 基本的な部分では整備の考え方は変わっておりません。

○岩崎友一委員 震災後には、大阪府や兵庫県あたりが早かったでしょうか、かなりの人数の応援の警察官の方々に被災地に入っていた。そういう中で、宿泊場所が全然なく、ホテルに雑魚寝などの体制で過酷な活動を展開されたわけでありましたが、そういった応援職員の方々が災害時に宿泊できるようなスペースのようなものは、待機宿舎なり庁舎なりに整備されているものなのですか。

○鈴木参事兼会計課長 応援等を受け入れるスペース等につきましては、特に入っておりません。

○岩崎友一委員 私も、発災後、警察官の方々の活動を見ましたが、かなり過酷なものです。たしかその当時は、秋田県など内陸から交代で、休んでは来て、休んでは来てというふうだったと思うのですが、大捜索を初め、本当に過酷な活動の中で、警察官の方はかなりのストレスを感じたり、体力的にも疲労のピークを迎えたということです。そういった活動拠点というものを全ての警察署に整備するということは、やはり財政的な問題もあるかもしれませんが、沿岸の大きい警察署何箇所かでも整備をして、何かの際に警察の方々がしっかりと活動できる拠点を、宿泊場所も含めて今後整備をしていく必要があるかと思うのですが、その辺の警察の考え方というものをお尋ねして終わりたいと思っております。

○種田警備部長 宿泊の関係でございますけれども、例えばベッドなどの準備はなかなか難しいところではありますが、いざというときは、先ほど話題になりました道場や会議室など、そういったところを簡易的に利用しながら警察職員が休憩できるようなスペースを確保して、持続可能的に救助活動等を行えるような形を考えております。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 20 号平庭高原体験学習館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第 21 号平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原県北沿岸・定住交流課長 議案第 20 号平庭高原体験学習館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第 21 号平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、一括して御説明申し上げます。

議案（その 2）の 25 ページと 26 ページをお開き願います。提案の趣旨、選定の経過等につきましては、便宜、お手元にお配りしております平庭高原体験学習館及び平庭高原自然交流館の指定管理者の指定についてにより御説明申し上げますので、そちらの資料を御参照願います。

まず、1 の提案の趣旨であります。これはいわて体験交流施設の平庭高原体験学習館、これは葛巻町に所在し、通称森のこだま館と呼ばれております、及び平庭高原自然交流館、こちらは久慈市に所在し、通称しらかばの湯と呼ばれておりますが、これらの施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2 の議決を求める内容であります。平庭高原体験学習館の指定管理者につきましては、この施設に隣接するくずまきワインのワイナリーなどを経営しております葛巻高原食品加工株式会社に指定しようとするものであります。平庭高原自然交流館の指定管理者につきましては、この施設に隣接する平庭山荘等を管理運営しております平庭観光開発株式会社に指定しようとするものであります。指定の期間はいずれも平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

次に、3 の指定管理者の選定の経過であります。外部委員 4 名から構成します、いわて体験交流施設指定管理者選定委員会を設置いたしまして、平成 27 年 7 月 31 日に第 1 回の選定委員会を開催し、指定管理者の選定に係る基本方針等につきまして審議の上決定し

たところでございます。8月3日から指定管理者の募集を行いまして、9月4日までの33日間申請受け付けしたところではありますが、募集にはそれぞれの施設に1者の応募があったところがございます。

申請内容につきまして、県において申請要件を具備していることを確認した上で、9月29日に第2回選定委員会を開催いたしまして、県民の平等な利用の確保が図られるか、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、またこれらの施設につきましては、県からの指定管理料を支払わずに利用料金で収支を賄う利用料金制度を導入していることから、特に施設の管理を適正かつ確実に実施できる能力を有しているかなどについて御審議いただき、選定の結果のとおり指定管理者候補者を選定したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 この二つの施設の指定管理についてですが、利用料金制度を採用しているということで、金額について評価する部分というものはもちろんなく、利用料金制度によりそれぞれ任せている、だからそこできちんと運営ができていけばいいという中であって、先ほどの岩手県立総合防災センターのときも少し気にはなっていたのですが、選定結果における得点が400点中の326点なり、337点なりということは、何かの部分で不足というか、もう少しこうしたほうがいいというような部分があったと思うのですが、もちろんそれぞれ1者の応募であれば、そうした部分というものは、次の運営に対して反映されてこないというふうに思うのであります。そうした足りない部分については、どのような形で指導というか、次につなげていくような形をとっているのかお伺いしたいと思います。

○菅原県北沿岸・定住交流課長 審査結果の採点に関する足りない部分については、どのような指摘があったのかということだと思いますけれども、点数につきましては委員4名の合計点となっております。施設運営の課題につきましては、利用者をどのように確保していくかということで、指定管理者だけではなく、県、そして地元の市町村も一体となって協議会を設置いたしまして、利用客の拡大策を検討しているところがございますけれども、特に事業計画の中で、指定管理者が企画している実施事業などの利用拡大に向けての対応について、委員からいろいろと御意見をいただいたところがございます。

○郷右近浩委員 わかりました。指摘のあった利用拡大という部分については、そのとおり、県や自治体が一緒に取り組んでいくということですが、そうしたものは、選定後にそれぞれの団体のほうともきちんと話をし、その上でお願いしますといったような形になっているものか、あらためて確認させていただきたいと思います。

○菅原県北沿岸・定住交流課長 先ほど協議会と申し上げましたのは、県、指定管理者、そして地元市町村等で構成される平庭高原交流促進協議会というものを設置しているものがございますが、その中で、関係者とこの施設を含めた平庭地域全体の誘客をどのように図っていくかというような検討を重ねてございまして、例えば昨年でございますと、平庭高原交流促進フォーラムという、ワイン、食をテーマとしたイベントを開催したところで

ございますし、今年度は教育旅行の誘致、あるいは利用が落ち込む冬季間の新たな旅行商品の提案ということで、モニターツアーの実施をサポートしてございまして、そのような取り組みを関係機関と連携しながら進めているところでございます。

○柳村一委員 選定委員のメンバーが余りにも指定管理者の地域に偏っているようなのですけれども、その平庭高原交流促進協議会のメンバーでもあったわけですか。その辺りを少し確認したいのですけれども。

○菅原県北沿岸・定住交流課長 選定委員の構成でございますが、県のほうから、学識経験委員1名と、特に交流人口の拡大の観点から1名を選定してございます。あとはそれぞれの地元代表として、久慈市、葛巻町から1名ずつの選出ということで、4名の委員構成となっております。一部、協議会に加わっていただいている方もおりますけれども、地元委員に関しましては、施設運営とは関係のない方々を選定しているところでございます。

○柳村委一員 採点基準に県民の平等な利用の確保ということがありますので、地元の振興も大いに必要だとは思いますが、地元だけで選定して決めるのではなくて、幅広い意見を聞くような形というものも必要になってくると思いますので、果たしてこの委員4名でよいのかという部分も含めて、今後検討なさったほうがよろしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○菅原県北沿岸・定住交流課長 委員からの御指摘も踏まえて、県内から広く御意見をいただくような方向で検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷財政課総括課長 議案第27号当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の32ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨についてでございますが、平成28年度におきまして公共事業等の

財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東、中部、東北自治宝くじを総額 101 億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2 の平成 28 年度発売額 101 億円の考え方でございますが、これは平成 27 年度における本県の持寄額、発売計画額でございますが、約 91.2 億円を基本といたしまして、本年 10 月の全国自治宝くじ事務協議会で可決された平成 28 年度の全体発売計画の伸び率などを考慮して設定したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 5 号沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設を中止し、「代執行」訴訟の取り下げを求める請願を議題といたします。まず、当局の参考説明を求めます。

○佐藤副部長兼総務室長 受理番号第 5 号沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設を中止し、「代執行」訴訟の取り下げを求める請願について、参考説明をさせていただきます。

なお、内容が国政にかかわるものでございますので、資料は用意してございませんが、審査の参考となると思われる経緯等について説明をさせていただきます。

訴訟に至るまでの経緯を述べますと、平成 8 年 4 月、日米が米軍普天間飛行場の返還で合意がなされ、平成 11 年 12 月、移設先を名護市辺野古に閣議決定をしております。その後、平成 25 年 3 月、国が辺野古沿岸部の埋め立て申請を行い、平成 25 年 12 月 27 日、仲井間前知事が公有水面の埋め立てを承認してございます。その後につきましては請願陳情の用紙に記載のとおりであります。平成 27 年 10 月 13 日に、沖縄県知事は公有水面の埋め立て承認の取り消しを行い、11 月 17 日に国が福岡高等裁判所那覇支部に提訴したとのことでございます。

以上、参考説明とさせていただきます。

○小野共委員長 一旦休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**小野共委員長** 会議を再開いたします。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**小野共委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。この際、執行部から発言を求められておりますのでこれを許します。

○**藤田交通部長** 午前中、議案第6号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について、工藤委員から、一関第一自動車学校で初心運転者講習が受講できなくなった場合、どこで受講できるのかという御質問がございました。これに対しまして、北上市や奥州市水沢区で受講できますというふうにお答えいたしましたけれども、奥州市水沢区には自動車学校はありますけれども、初心運転者講習を受講できる指定試験機関等はありません。したがって、北上市、大船渡市、あるいは盛岡市などの指定試験機関等で受講していただくということになります。大変失礼いたしました。

○**小野共委員長** 請願陳情の審査を続行いたします。本請願に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**飯澤匡委員** いろいろな法律の中、お互いの立場でせめぎ合っているということもありますので、事実関係の確認をしたいと思えます。

まず、法定受託事務にかかわる取り消しに係る国との協議の中で、もう裁判にまで至ってしまったのですけれども、この間どのようなやりとりがあったのか。国が行政不服審査法に基づく執行停止の申し立てを行い、訴えを提起するに至るまでには、法律の中でいろいろ経過措置があると思うのですが、その点を把握しているのであればお知らせ願います。

○**佐藤副部長兼総務室長** これまでに至る経緯については午前中説明をさせていただきましたが、さらに詳細に説明させていただきます。

まず、公有水面埋め立ての承認につきましては、公有水面埋立法に基づく処分になってございまして、地方自治法に規定する法定受託事務であり、法律の所管は国土交通大臣となっております。

ことしの10月13日、沖縄県知事は、第三者委員会の検証結果を受けて、自然環境の回復が困難であること、住民生活と健康に重大な被害を与える可能性があること、沖縄県民に基地負担を固定化するものであることなどから、公有水面埋立法に規定する国土利用上適正かつ合理的なることという要件を充足していないことなどを理由として、公有水面埋め立て承認を取り消してございます。

これを受けまして10月14日、沖縄防衛局は、行政不服審査法に基づく審査請求と、採決までの承認取り消しの執行停止の申し立てを国土交通大臣に行っております。これを受けまして10月27日、国土交通大臣は、今委員からお話があったとおり、行政不服審査

法の第34条の3項に基づき、埋め立て承認取り消し処分の執行停止を行ってございます。

また、10月27日には、地方自治法に基づく代執行等の手続着手について閣議了解がされているということでございます。この地方自治法に基づく代執行等の手続について、根拠条項である地方自治法第245条の8の要点のみを整理して説明させていただきますが、各大臣は都道府県知事の法定受託事務の管理もしくは執行が法令の規定または当該各大臣の処分に違反する場合、あるいはこの第245条の8の第1項から第8項までに規定する措置以外の方法によって是正を図ることが困難であり、かつそれを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、文書によって知事に対してその旨を指摘して、期限を定めて当該違反を是正し、勧告することができることとされており、10月28日に、この是正勧告を行ってございます。

これに対しまして沖縄県知事は、11月6日に是正勧告を拒否してございます。国土交通大臣は、地方自治法第245条の8の第2項、勧告に係る事項を行わないときは文書によって期限を定めて当該事項を行うべきと指示することができる、いわゆる是正指示を11月9日に行っておりますが、沖縄県知事は11月11日に是正指示を拒否してございます。

これを受けまして国土交通大臣は、今度は第245条の8の第3項、前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し訴えをもって当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができることとされている規定により、11月17日に高等裁判所に提訴したということが、この請願の趣意書に書かれていないところの経緯でございます。また、12月2日には第1回の口頭弁論が開かれているというところでございます。

○飯澤匡委員 わかりました。そうすると、地方自治法の根拠条項に従って、国と地方公共団体は、国も協議の場というものを求めてきたし、沖縄県自体は、それに対するみずからの判断でもってそのような経過をたどったのであると。

国と沖縄県が対立する中で、埋め立て承認取り消し処分、取り消し命令請求ということで裁判所に訴えの提起がなされたわけですが、そもそも請願項目の1について、お互いに立場が異なる中、法の定めるところによる経過措置をたどってきたことについて、我々岩手県民が国の意向に対して意見を申し上げて、取り下げろということができるのかどうか、私には少し疑義が生じるところであり、これはお互いに今争っている場面ですから、誰も答えようがないのではないかという思いを持ってございます。

請願項目の2については、いろいろな立場で、いろいろな御意見があるのは承知しておりますので、あとは取りまとめの手順をよろしくお願いいたします。

○伊藤勢至委員 本請願は、現状に照らすと裁判になっているわけでありまして、お互いに法のもとにそれぞれの立場によって対応を展開している。決して沖縄だけの問題ではなく、我々地方議会に身を置く者といいたしましても、この結末がどうなっていくのか、大いに注視をしていきたいと思っております。

古い話であります。大相撲に例えれば、曙と舞の海が取り組んでいるなど。舞の海がもしも勝ったら岩手県のいい宣伝にもなり得る、そういう思いもありますし、また国防と

いう観点から見ますと、決して他山の石ではなく、自分たちは関連いたしませんということでもなかろうと思います。

したがって、この請願が出てきた総体の趣旨、文言にこだわるわけではありませんが、やはり国と地方自治体との議論の行い方、進め方、裁判の行く末、そういうものを我々はじっと見守っていく、他山の石でも対岸の火事でもありませんが、様子を見ていく、ということも必要であろうと思いますから、経緯を見るという意味から、きょうは結論を出さないうで、継続審査にしてじっくりと議論をすべきではないかと思ひます。

○郷右近浩委員 質疑というか、そもそもの部分なのですけれども、先ほど佐藤副部長のほうから、国政にかかわるものなので資料はないということ御説明いただいたわけありますけれども、私どもも、今聞かせていただいて理解できた部分と、余りにも入り組んでいるようになかなか理解しづらい部分とがありますので、わかりやすい資料をペーパーで出していただくということは可能なのでしょうか。

○佐藤副部長兼総務室長 ただいま地方自治法の条文等の御説明させていただきましたので、その条文につきましてはすぐにも御提供できますし、それからあとは一連の経緯をフローといいますか、時系列に整理して、今すぐではございませんけれども、審査に必要な資料として御提供できるところでございます。

○郷右近浩委員 私も、岩手県として、このことについて今すぐイエス、ノーという話ではなくて、やはりさまざまなものを見守らなければいけないと思ひておりますし、その中でもちろん、この岩手県においても今後何があるか、またさらには、今回の普天間基地についてのいろいろな手続などについて、今これが本当にいいのかどうなのかという部分について、さまざまこれから検討をしたいと思ひますので、時間をかけてということも含めて、資料をまた提出していただきたいと思ひますので、これは要望でお願いいたします。

○小野共委員長 当局のほうに對しましても、紙ベースでの資料の提供をよろしく願ひします。

○飯澤匡委員 その際、かなりの資料が必要となりまして、この請願に係る部分に論点を絞って行わないと、執行部もなかなか大変だと思ひますので、私の意見としては、委員長への一任ということでよろしく願ひしたいと思ひます。

○小野共委員長 後ほど執行部のほうと協議をいたしまして、この請願に関する論点を絞って資料提供をお願いしたいと思ひますので、その辺の調整は私に任せていただきたいと思ひます。

質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思ひます。本請願の取り扱いをいかがいたしますか。

○伊藤勢至委員 資料が出て、それを見てからということになると、当然これは継続審査ということになるのではないですか。

○小野共委員長 一旦休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 会議を再開いたします。

改めて、本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○郷右近浩委員 先ほど来、質疑の中にもありましたとおり、この問題についてはさまざまな形でもう少し内容を把握して、そのためにも資料等を準備していただきながら進めていきたいといったような思いから、本日の扱いについては継続審査ということではよろしいのではないかとこのように思いますので、お願いいたします。

○小野共委員長 継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認め、よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、総務部から岩手県公共施設等総合管理計画について発言を求められておりますので、これを許します。

○猪久保管財課総括課長 岩手県公共施設等総合管理計画につきましては、これまで鋭意検討を進めてきたところでありますが、このたび計画素案をまとめ、年度内に計画を策定する方向で準備を進めておりますので、便宜、お手元に配付のA3の資料により、その概要につきまして御説明いたします。

まず第1章、はじめに計画策定の趣旨といたしまして、長期的な視点に立った公共施設マネジメントの取り組みを推進するため、本計画を策定しようとするものであります。また、計画の位置づけといたしましては、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画に当たるもので、本県の公共施設管理に関する基本計画となるものであります。

次に、第2章、公共施設等の現況及び将来の見通しであります。公共施設等の現況といたしましては、まず庁舎等を初めとする公共施設については、表に提示しておりますが、6,000棟余、延べ床面積で256万平米余を保有しており、老朽化の目安となる建設後50年以上経過している施設の割合は、現在は3%ほどですが、今後急激に増加する見込みです。

また、建設年度別の延べ床面積についてグラフに整理しておりますが、建設後50年となる昭和40年のラインを破線で示しておりますが、今後このラインが順次右側に移り、高度成長期から昭和50年代に整備した大量の施設が老朽化することを示しています。

資料中ほどに移りまして、インフラ施設につきましても同様に表に整理しております。建設のピークとなる時期や老朽化の進展状況は、施設類型により異なりますが、今後50年以上経過する施設の割合が上昇しますと、老朽化する施設も増加することが見込まれます。将来人口の展望といたしましては、本年10月に公表いたしました岩手県人口ビジョンの展望によっております。

資料右側に移りまして、公共施設等の維持・更新等に係る経費見込み等といたしまして、

今後 30 年間の修繕、更新等に係る経費について、試算の一例として示しております。グラフは、今後 30 年間に要する経費の年平均を赤線、比較対象として過去 5 年間の平均投資実績を黒破線で示していますが、資料の右下に囲み部分でまとめておりますとおり、公共施設では今後 30 年間で 7,070 億円、年平均 236 億円の経費が見込まれますが、これは過去 5 年間の平均投資額の 2.6 倍、インフラ施設では今後 30 年間で約 1 兆 5,112 億円、年平均約 504 億円の経費が見込まれております。こちらは、過去 5 年間の平均投資額の 1.5 倍に相当します。公共施設等の維持、更新に要する経費の増大が見込まれる一方で、少子高齢化の進展などにより、将来的には財政状況の一層の硬直化が見込まれます。

資料の裏面をごらんください。次に、第 3 章、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針についてですが、計画期間は 10 年間で設定しております。基本方針につきましては、資料左から、現状や課題に関する基本認識、基本方針、具体的な取り組み方針と整理しておりますので、左から順に御説明いたします。

現状や課題に関する基本認識といたしまして、対策経費の増大が見込まれる公共施設等の老朽化への対応、社会経済情勢等の変化への対応、東日本大震災津波を教訓とした災害への対応の 3 点について課題として整理しております。

資料の中ほどに移りまして、公共施設等の管理に関する基本的な考え方、いわゆる基本方針ですが、現状や課題に関する基本認識にそれぞれ対応させる形で、計画的な維持管理と長寿命化の推進によるコスト縮減、財政負担の平準化、それから人口動態等の変化に対応した施設規模、配置、機能等の適正化、さらには計画的な耐震化などによる安全、安心の確保を推進計画の三つの柱としております。

資料の右側に移りまして、公共施設等の管理に関する基本的な考え方、具体的な取り組み方針として、基本方針の三つの柱をもとに、維持管理、修繕、更新等の実施方針、長寿命化の実施方針、さらには統合や廃止の推進方針などから構成される計画実施の七つの取り組み方針を整備しております。

資料の左下に参りまして、全庁的な取り組み体制と情報共有を図るための方策として、庁内関係部局による全体会議を設置するとともに、PDCA サイクルに基づくフォローアップの実施方針を定め、計画期間中においても必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

計画の最終章の第 4 章、施設類型ごとの管理に関する基本方針ですが、第 3 章に掲げる共通の基本方針を踏まえた施設類型ごとの基本方針について、現在整理を進めておるところでございます。

最後に、今後のスケジュールですが、施設類型ごとの管理に関する基本方針を整備した上、計画素案につきまして、1 月中旬から 2 月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、県民の皆様から寄せられた御意見を踏まえた修正を加え、2 月下旬を目途に計画を策定したいと考えてございます。

以上で岩手県公共施設等総合管理計画（素案）の概要に係る説明を終わります。委員各

位におかれましては、本計画の策定につきまして御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**伊藤勢至委員** 今定例会の本会議で城内委員からもお話があったことに関連をいたしますが、来年の参議院選挙から18歳以上が選挙権を得ることになるようであります。これは決まったことでありまして、決まった以上、その経緯、経過がどうであったにせよ、粛々とこなしていかなければならないと思っています。今の高校2年生が該当してくるのだと思いますけれども、教育委員会だけではなく、選挙管理委員会等からも、この選挙というものについての啓蒙、啓発をまず行っていく必要があろうというふうに思います。

高校2年生ぐらいですと、受験や就職など大変な時期ですが、余り知識がないままに選挙権を与えられたことのみが強調されて、権利ばかり主張して義務を果たさないということになってはいけないと思います。したがって、権利を教えながら、義務もあるのだということも一緒に教えていかなければならないと思います。

この18歳という年齢は非常に微妙な年齢でありまして、少年法の適用も一部受けるなど、何歳から何歳までが少年で、どこからが青年なのかという線引きが非常に難しいところがあります。投票という権利を得た以上、公職選挙法によるペナルティーもあるわけですが、そういった中で、どのように啓蒙啓発をしていくのか、選挙管理委員会を中心に教育委員会とも一緒に進めていかなければならないのでしょうか、伺います。

○**佐藤選挙管理委員会事務局書記長** 18歳選挙権に関する普及啓発というお話でございます。選挙に係る普及啓発につきましては、これまで明るい選挙推進協議会の事業により、市民の研修会や講習会などを実施してきてございますが、投票率が年々低下していることから、特に若年層の投票率の向上を主眼に、平成18年度から、小中学校を対象に明るい選挙啓発事業というものを実施してまいりました。当時は小中学校各1校からのスタートでございましたが、徐々に実施校をふやしまして、昨年度は13校で実施をしてございます。

平成24年度からは、対象を高等学校にも拡充いたしまして、平成24、25年度は1校でございましたが、昨年度、初めて県立高校2校でも開催いたしました。18歳以上への選挙権年齢の引き下げということもあり、今年度は、高等学校については既に7校でこの事業を実施してございまして、今後も10校での実施を予定しているところでございます。

また、18歳選挙権の関係で、総務省と文部科学省とが合同で、全国の高校生を対象に、有権者として求められる力を身につけることを目的とした副教材を作成いたしまして、総合的な学習の時間や特別活動などの学校の授業の中で、実際に主権者教育を実施する際に使われることにより、学校を通じての対応がなされているところでございます。

私ごとで恐縮でございますが、私も三十数年前に20歳になり選挙権を得たものでございますが、高校や大学の中で、こうした市民と政治のかかわりといったような主権者教育というものをしっかり授業で受けた記憶がなく、せいぜい成人式における新成人のメッセージとして、20歳になったら選挙権を行使しましょうというようなことを聞いた程度で

ございました。そういう意味では、高校でこのような主権者教育、あるいは啓発授業が行われるということは、ある意味画期的なことと考えてございます。今後も県教育委員会、それから市町村選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会と連携いたしまして、模擬投票や選挙制度の周知といった普及啓発の事業に取り組んでいきたいと考えてございます。

国も周知活動といたしまして、全国でシンポジウムを開催することとしており、全都道府県でワークショップも開催する予定になってございます。それから、高校、大学におきまして、ポスターの掲示やリーフレットの配布などを行ったり、18歳選挙権のサイトも新たに開設するというところでございます。

県選挙管理委員会といたしましても、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等を活用いたしまして、引き続き選挙に係る普及啓発に努めていきたいと考えてございます。

○伊藤勢至委員 国が選挙権年齢を18歳に引き下げること絡んで、公職選挙法等の一部を改正しているわけですね。ですけれどもその一方で、18歳以上20歳未満の者は、検察審査委員及び裁判員の職務につくことはできないことに加え、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないなど、一方では投票権において成人のような扱いを認めながら、その他の面ではまだ半成人の扱いになっているところが非常に微妙だと思っています。しかも、投票権は18歳以上に引き下げられましたけれども、被選挙権は25歳以上で、ここは改正されていないということは、18歳以上から25歳未満までの間は宙ぶらりんな状況ではないかと思っております。

決まったことですので仕方ありませんが、長期的な目で見れば、今度選挙権を得ることとなる現在17歳の子供たちは、将来のこの国や県を背負っていく大事な人材であります。そこで権利を教えるときに、当然、公職選挙法に規定する連座制や選挙犯罪ということについても出てくるわけであります。したがって、啓発、啓蒙の際にルールとして、野球に例えますと3塁線、1塁線の中はフェアですが、そこ以外はファールであり、犯罪になります、連座制もありますということを教えていかなければ、どうもAKB48総選挙みたいな乗りでやられたら、この国が危うくなりかねないというふうに思っているのです。

そういう中で、5、6日前だったでしょうか、テレビ報道がありました。大槌町の旧役場庁舎を解体するかどうか相当議論になっているようで、賛否両論の中で、新しいリーダーはそれなりの考えをお持ちのようでありますけれども、そこに4人ぐらいの高校2年生の子供たちが、自分たちもそういう議論に参画をさせてほしいと首長に要望したようであります。これはすごいと思う一方、年を重ねてまいりますと、本当にこの子供たちが独自の判断でそういう行動をとったのであれば大変立派だと思う一方、ひょっとして誰かのレクチャーによって行動したのだとすれば非常にまずいという思いも実はしたところがあります。さまざまな情報を集めて、自分の投票権を行使すべきところ、ある1カ所からしか入ってこない情報のもとに行動してしまうということは非常に危ういというふうに思いますので、このルールには犯罪というものも隣り合わせにあります、したがってそのルールの中でやっていただきたいということをあわせて教えていかなければ片手落ちにな

と思うのでありますが、いかがですか。

○**佐藤選挙管理委員会事務局書記長** 今までの普及啓発の事業は、どちらかといいますと投票率の向上、いかに投票に行ってもらおうかということを主眼に置いた内容になってございまして、現状では選挙違反に当たるような行為についてはごく簡単に触れている程度の内容になってございます。18歳の選挙権の年齢引き下げに当たりまして、先ほどお話いたしました国が作成した教材では、全ての高校生に配布されてございますが、QアンドA方式で、選挙と選挙運動等について21項目が取り上げられておりまして、禁止される行為の具体的な内容にも触れられてございます。公職選挙法は非常に難解だと思われておりまして、選挙に立候補する方や選挙運動を積極的に行おうとする方であれば、おそらく公職選挙法を積極的に勉強されて、御理解に努めていただけていると思いますが、それ以外の一般の有権者の方にとりましては、公職選挙法で禁止されている寄附行為に関する、贈らない、求めない、受け取らないといった3ない運動、こういったところを一般的に耳にする程度が実情ではないかと思っております。

今委員からお話ございましたが、これからの普及啓発事業は、選挙権を得るに当たって、さまざまな観点から情報を仕入れて自分の考えを決めていくという内容になっておりますし、お話のございました選挙違反の関係についても、これからさまざまな取り組みをしていきたいと考えてございます。なかなか決定打はないというふうに考えておりますが、今の問題については全国でも同じように直面をしているものでありまして、選挙権年齢の引き下げに関しては、今後さまざまな取り組みが行われていくと考えてございます。将来のある若い方が公職選挙法違反で処罰されるといったことがないように、また投票率の向上に向けて、県選挙管理委員会としてどのようなことを行っていけばよいのか、あるいは効果的な方法があるとすればどういった方法なのかということ、他県の取り組みなども参考にしながら、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○**伊藤勢至委員** いずれ将来を背負って立つ子供たちに、そういう権利を与えるわけですから、ルールも一緒にあわせて教えて、ただ余り萎縮させないように。手錠がかかる、牢屋に入れられるなどという話から入ると、投票に行かなくなるかもしれません。3ない運動が4ない運動で投票に行かなくなると困りますので、その辺の啓発は選挙管理委員会のみならず、この国の、この県のあり方を考える上で非常に大事ですので、全庁的に、慎重かつ大胆に当たっていただきたいということを要望して、総務部長からも一言。

○**風早総務部長** 選挙の観点からの御質問でございましたが、選挙年齢の引き下げとは直接関係しませんが、冒頭で委員からお話のありました義務というものを教えていくのは、民主主義の礎をつくるために非常に大事なことでございまして、総務部との関連で申し上げますと、納税の義務というのは非常に重要な義務でありまして、これについては税務署や学校教育現場はもちろん、市町村とも連携をしながら、例えば納税の作文などについて従前から取り組んでおります。国民の義務ということにも関連しますので、こういったことについて、引き続き連携しながら、意を用いていきたいというふうに考えています。

○岩崎友一委員 私からは大きく3点ございます。まず、1点目がただいま説明をいただきました公共施設等の総合管理計画についてですけれども、本当にこれからかなりの施設に対する維持管理や改修が必要となってくるのだと思っておりまして、そういう中で、具体的に、どの橋を、いつ、どうするというような話が出てくると思うのですが、この管理計画を遂行していく上で、今後の建設業のあり方というものも、セットで一緒に考えていかなければならないのではないかというふうに思います。

今、県の総務部の入札担当と県土整備部が参加しているのでしょうか、県内の建設業の支部の方々との意見交換のようなものを開催していると思うのですが、聞いた話によりますと、建設業関係の方が復興事業終了後の建設業のあり方について尋ねたところ、県のほうからは、復興事業が一段落して終われば事業も減る、よって業者もどんどん潰れるだろうから、おのずと発注量とちょうどよいくらいの建設業の規模になるのではないかという答弁された部局の方もいるようでありまして、かなり御立腹したという状況があったようでしたので、この管理計画を遂行する上では、先ほど申し上げましたように、建設業のあり方とセットでしっかり議論をしていただきたいと思っておりますし、これを進めるにあたっては、総務部が音頭をとるのですか、各部局との連携も含めてしっかりやっていただきたいと思うのですが、この辺、県の考え方についてお伺いしたいと思います。

○猪久保管財課総括課長 ただいま建設業のあり方を含めて答弁していただきたいというお話でございますが、計画の策定過程におきましては、全庁の関係部局の職員をメンバーとしたプロジェクトチーム、さらにはワーキンググループという形で議論を重ねてまいりまして、現在抱えている課題や、今後のこの管理計画推進に当たっての問題点などについて、詳細に意見を出していただいております。これまでのところ、建設業のあり方という部分までは議論が及んではございませんが、今後、この基本計画をベースといたしまして、来年度以降に個別施設計画を作っていく上で、具体的な個別の施設への取り組みに係る問題点などについても当然検討していかなければならないということで、想定範囲ではございますが、建設業のあり方というところも当然視野に入れながら、議論がされてくるものと思いますので、関係部局と連携しながら検討を進めてまいりたいと思います。

○岩崎友一委員 わかりました。土木、営繕、両方必要となってきますが、議論がされなければ逆におかしいと思いますので、建設業のあり方とセットでの管理計画の策定、遂行にしっかりと当たっていただきたいと思っております。

2点目は、復興基金についてお尋ねをしたいのですが、私は、9月定例会の決算特別委員会の総括質疑において、復興基金の運用の方針や計画をしっかり定めたほうがいいのではないかというふうに御提言をさせていただきました。毎年、予算要求の段階で検討しているというような御答弁をその際いただいたと思うのですが、内部の管理上の問題もそうですし、当時は持ち家再建の財源確保のために、資金計画がなければ例えば県が独自で出せる、出せないという判断もできないのではないかという視点から質問させていただきましたけれども、その後、復興基金の方針、運用計画の考え方について、何か議論や検討は

なされたものでしょうか。

○石川復興推進課総括課長 復興基金につきましては、現在は来年度の予算要求に合わせて、各事業間の調整を図っているところでございます。今後の方針につきましては、現在内部のほうで検討しているところでございます。

○岩崎友一委員 最後のほうが聞こえなかったのですが、現在検討しているというのは、方針を定める上で、その運用計画も定めるという方向で検討しているという解釈でよろしいのですか。

○石川復興推進課総括課長 いいえ、運用計画を定めるというところまでは、まだ議論が進んでございません。

○岩崎友一委員 今検討しているというのは、では何を検討されているのですか。

○石川復興推進課総括課長 現在行っておりますのは、来年度の予算要求に合わせて、復興基金がどのような内容になってくるのか、あるいは今後の見通しについて、どのような形になるのか検討しているといったような状況でございます。

○岩崎友一委員 見通しについて検討しているというのは、今後基金の運用計画を定めるということとはまた別の話なのですか、その辺どうなのでしょう。

○石川復興推進課総括課長 復興基金につきましては、現在交付金等で措置されているもの、それが来年度以降どのようになるのかということについてまだはっきりしないところがございまして、そういったものもあわせて状況を見ながら検討していきたいというふうに考えているものでございます。

○岩崎友一委員 なかなか難しいのですけれども、私は、例えば5年なら5年で今後の運用計画を定めたほうが内部的にも管理しやすいと思うのです。どれだけのお金が使われて、どれだけの余裕がある云々ということがわかるという意味でも必要だと思いますし、復興については、来年からまた5年間、国の方でも新しく次のステージで進めていくわけでありまして、ぜひ今後は、そういった国の動きとも連動しながら、しっかりと運用の計画も策定していただきたいと思います。

次に、これは直接的には農林水産部関係かもしれませんが、実はことしはサケが大変な不漁でございまして、特にも県の南部地域ではサケがとれず、来年放流するサケの稚魚の確保に大いに困っているところであります。そのような状況を見ると、普通の社会資本の復旧、復興とは異なり、サケの回帰に関しては、来年また放流できなければ4年後に、今から数えれば5年後にまたサケが戻ってこないということで、回復までに2サイクル、3サイクルかかってしまうのではないかと。そうなった場合、漁業の経営に与える影響も大きなものとなりますので、サケは一つの例なのですけれども、そのようなことに対して、基金か何かをつくって事業を進めていかなければならないのではというふうに思うのです。水産庁から県への直接的な補助事業があればいいのですけれども、そういったものがなければ、長期的な部分で、今の県の復興基金というものを活用するというようなことも検討していかなければならないかと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○熊谷財政課総括課長 サケの関係の基金の活用ということでございましたが、御承知のとおり、県の財政は厳しい状況にあります、必要な事業は行わなければなりませんので、そういった観点から、来年度当初予算のヒアリングをしているところでございます。サケの話に限定してというわけではありませんが、将来を見据えて県政をどう進めていくのか、そのような部分も含めて、各部局と議論を交わしていきたいと思っております。

○岩崎友一委員 サケの話は一つの例でありますけれども、そういうものもあるということで、水産、漁協経営にとってサケは大きな柱です、ことし不漁という現実を目の前にして、これからまだまだサケの回帰には時間がかかるという漁業関係者も多いので、県としても、基金の活用等も含めて御検討いただければと思いますし、もしかしたら今後復興の進展とともに新たな課題も出てくるかと思っておりますので、その辺にもしっかりと対応していただきたいと思っております。

三つ目は、I G Rについてでございます。盛岡市青山に本社が完成したのは先月でしたでしょうか。確認ですが、このI G R本社の建築費は5億円だったかと思っておりますが、この財源について、何について幾らという内訳も含めてお伺いしたいと思います。

○大坊交通課長 ただいまお話がございましたI G Rの新社屋につきましては、中央病院の近くにあった旧社屋が老朽化したこと、また、自社線が中央病院から離れていることもあり、この老朽化の折り目を捉えて、I G R青山駅に併設する形で建てました。こちらの建設費につきましては4億6,500万円ほどでありまして、本社に附帯して青山駅に通じている通路も含めると、委員御指摘の5億円という額になります。お尋ねの建設費の財源でございますが、I G Rの自己資金、内部の留保資金を使っていると聞いております。

○岩崎友一委員 I G R内部の留保資金ということは、資本金等には手をつけずに、留保資金から全て繰り出したという解釈でよろしいのですか。

○大坊交通課長 今資本金についてのお尋ねがありましたが、この会社は18億5,000万円ほどの資本金を準備してスタートいたしました、資本金の中でいろいろなものを準備して会社を運営しておりますので、この18億円が現金や預金としてそのままあるというわけではなく、当然、さまざまな資産に形を変えているということになります。そういったものも含めて、現金や預金等が手元に残っているのですが、その中から今回の、通路も含めた5億円の建設費を捻出していると聞いております。

○岩崎友一委員 了解しました。そうすると、もしかしたら18億5,000万円くらいの資本金から取り崩しながらということもあるようですが、やはり資本金というものは会社の財政の心臓のようなものであり、これからいろいろな事業を進めていく上で、現金がある、ないということも大きな問題の一つであると思っておりますので、それも含めて次にお伺いします。寝台特急北斗星が運行廃止となったわけでございますけれども、この廃止に伴う収入の減少額はどのようになっているのか。そしてまた、減少額の補填策について、県としてどのように考えているのかお伺いします。

○大坊交通課長 寝台特急北斗星の運行廃止についてのお尋ねがございましたが、実は残

念ながら、寝台特急カシオペアについても、3月で運行廃止となります。北斗星につきましてはもう8月に終了しております、I G Rからは、平成27年度の寝台特急の収入として年間約1億2,000万円を見込んで聞いております。平成26年度は年間を通じてこれらの寝台特急が運行しており、3億円程度の収入がございましたので、差引きいたしますと、1億8,000万円から2億円ぐらいの売上げの減収という形になります。

○岩崎友一委員 済みません、最後のほうを聞き逃してしまったので、もう一度お願いしていいですか。

○大坊交通課長 私の説明も少しわかりにくかったのですが、平成26年度は年間を通じて寝台特急が運行しております、寝台特急の収入が3億円程度でしたが、平成27年度の収入は1億2,000万円の見込みですので、それを引きますと、1億8,000万円程度収入が減少するという計算になります。

○岩崎友一委員 そうすると、来年、再来年と、次第に全く収入が入らなくなるわけでありませぬけれども、補填策について、御答弁をいただいていないと思いますので、改めてよろしくをお願いします。

○大坊交通課長 大変失礼いたしました。補填策につきましては、いろいろな方法があるとは思いますが、今I G Rのほうで考えておりますのは三つぐらいありまして、まずは、足元の旅客収入の確保でございます。これが平成26年度の決算ベースでは13億円ぐらいあるのですけれども、具体的には岩手県立大学向けに、学生向けの割引定期券を発売しておりますけれども、このような企画を積極的に打ち出して、足元の旅客収入をしっかりと固めるということが一つ目でございます。

次は、貨物線路使用料の確保でございます。こちら平成26年度の決算ベースで27億円ほどの収入がありまして、I G Rの生命線を支える収入になっております。現在は年間50本程度の運行がありますが、今後はより多く利用していただくことで増収を図る。さらには、貨物列車だけではなく、J Rから先ごろ発表のありましたクルーズトレインのような列車がI G Rの線路上を運行しますと、その分の線路使用料が入りますので、このような車両にも積極的に走っていただくというのが二つ目でございます。

三つ目は、関連事業の推進でございます。I G Rでは現在、旅行業と不動産業を主力に関連事業を展開しておりますが、こちらをしっかりと進めていく上で、飲食業や駐車場経営、小売業など、多角化な取り組みにより収入に寄与していく。さらには、それらの関連事業により駅周辺のにぎわいを高めて、利用客の底上げを図っていくことにより、収入を補填していくというふうに聞いております。

○岩崎友一委員 沿岸でも今後は三陸鉄道が山田線を運営するということですし、このI G Rも本当に大事な地域の足でございますので、しっかり事業を継続していかなければならないということは大前提であると思います。今は三つの補填案を出していただきましたが、I G Rの事業計画によると、徹底した経費節減ということもうたわれており、重要な部分だと思うのですけれども、具体的に何がどのように節減されているのかということが

なかなか見えないわけであります。もし県のほうでその辺御存じでしたらお知らせ願えればと思います。

○大坊交通課長 IGRの中期経営計画におきましても、徹底した経費の節減という方向性が打ち出されておりますが、こちらの具体的な内容につきましても主に三つほど考えられまして、まずは事務費的な部分、例えばコピー機等のリース契約等の単価や委託費等の見直しなどをきめ細かく実施しながら低減を図っていくというのが一つでございます。

二つ目といたしましては、鉄道業というものは装置産業でございますので、鉄道工事などの非常に大がかりで費用のかかる工事について、発注方式や発注の相手方、単価等を見直しながら節減を図るということが、非常に大きな経費の節減につながります。具体的には、例えばJRであれば大きな業者に発注し、そこから下請業者等が次々に工事を請けていくという構造なのですが、IGR社におきましては、直接地元業者に発注するなどの方法により、なるべく間接経費を抑えることに努めていると聞いております。

三つ目でございますが、また工事に関連しますが、経営改善効果のある修繕工事を行うことにより経費の節減を図る。例えば、枕木について、木製の枕木だと5年で交換しなければなりません、三陸鉄道でも採用しているPC枕木と呼ばれるコンクリート製の枕木にかえると、10年、20年と長持ちするので、その分、修繕費がかかりません。このような経営改善効果のある設備投資や修繕を、我々は攻めの投資と呼んでおりますが、このような三つほどの見直しによりまして、経費の節減を図るといふふうに聞いております。

○岩崎友一委員 現在は黒字ということであり、そしてまたいろいろな取り組みも進められていると思うのですが、今後、沿線人口の減少というものを避けては通れないと考えますので、それにあわせて新たな取り組みと、今のうちに財務体質をしっかりと強化しておくという視点が非常に重要であると思います。県ももちろん半分以上の出資をしているわけでございますから、そういった点をしっかりと注視しながらお願いしたいと思います。

○伊藤勢至委員 ただいまの秋サケの問題に関連して、県の税収確保という観点から質問したいと思います。まさに岩手県の漁協は、サンマやサケの漁獲高が少ないということで非常に苦勞をしている状況にあります。平成8年のサケの漁獲高が過去最高の7万3,000トンでありましたが、その後4万5,000トン、3万トンとずっと下がってまいりまして、今や2万トンを少々超える程度でしかありません。これは、養殖の卵を確保して、ふ化をさせて、稚魚を育てて放流するまでは一生懸命やっても、放流した先の研究というものがなされてこなかったせいであるとずっと訴えてきたつもりであります。つまり海に放流してしまいますと海任せなのです。放流したサケの回遊経路については、このごろになってようやく、しばらくは本県の沿岸を北上していきながら、津軽海峡を通り、オホーツク海を通り、ベーリング海を通り、そして千島列島付近を南下して、再びまた本県に帰ってくるというふうなことがようやくわかってきましたが、どこの海域で体長が何センチ程度に成長しているのか、どこからどこの海域に移るときに何物かによって食べられてしまって減少しているのか、科学的な研究がこれまで一切なかったのです。そのよう

な中で、この20年の間、海の状況は変わってきていると思います。20年前には商業捕鯨が禁止になり、さらには調査捕鯨も禁止になりました。ことしの調査捕鯨団においては初めてクジラの捕獲を行わなかったようでありますけれども、大量のサケがそのふえたクジラの餌になっているのではないかという説もあります。

したがって、農林水産部とやりとりをしても、卵の確保や水の状態など、内陸部の議論しかしないのでありますが、海のキャパシティは決まっているわけでありまして、何らかの原因があるから回帰の比率が落ち込んでいるのだと目線を変えて、そして税込アップにつなげるといった観点から、農林水産部のほうにもひとついろいろと取り組んでいただかなければ、これは相当回復が難しいというふうに思っています。

一旦放流をしたのち、4年魚、5年魚と帰ってくるわけでありますが、今心配したように1回滞ったサイクルがまた回ってきますと負のスパイラルに入っていく。したがって、科学的な研究をここで一つ行っていかないと、回復はおぼつかないのではないかと海の中は、生物界ですから、弱肉強食の世界でありますし、優勝劣敗の法則もあるわけですので、そういうところにも踏み込んでいかなければ、この先資源が回復することは難しいのではないかと素人的には思っています。税込を厚くする、そして沿岸の漁協を応援していくという観点が必要であり、農林水産部と新しく議論を展開していかない限りこれは変わらないと思うのですが、税込アップの観点からどう考えるか、農林水産部とはどのように協力し合えるかについて一つお聞きしたいと思います。

○熊谷財政課総括課長 私も科学的なところは分かりかねますが、税込確保は非常に大事な課題でございまして、経済を活性化させて、地域力を上げていくことは、これからますます進めていかなければならないことであると思っております。そうした意味で、先ほども御答弁申し上げましたが、各部とさまざま今後議論させていただきながら、予算編成等々、それから将来にわたって議論を行っていきたく思います。

○郷右近浩委員 岩崎委員の質問に関連して、公共施設等総合管理計画について質問させていただきたいと思っております。こちらの位置づけについてお知らせいただきたいのですが、今後、この計画をもとに、さらにいろいろなスケジューリングや行程管理をしていくというようなことで先ほど来聞いておりますが、これまでも県では、県土整備部のほうで、橋梁等や公共施設関係のアセットマネジメントに力を入れてきたというふうに認識しておりますので、今後、公共施設等の総合管理計画を進めていく上で、さまざまな分野との関係性はどのようになるのか、お知らせいただきたいと思っております。

○猪久保管財課総括課長 主にインフラ関係についての他部局の計画との関連性についてでございますが、1点目は、本県においても岩手県国土強靱化地域計画（仮称）の素案が取りまとめられたところでございますけれども、重点的に強靱化すべき六つの横断的な分野の一つとして老朽化対策分野が挙げられており、この分野におきまして、公共施設等の総合的、計画的な管理の推進に取り組むとされているところでございます。したがって、本計画は、岩手県国土強靱化地域計画（仮称）における老朽化対策分野に係る施策

の具体化を図る計画として位置づけられているものでございます。

もう一つは、本計画は、インフラ長寿命化基本計画に定めるインフラ長寿命化計画に該当し、県土整備部あるいは農林水産部等におきまして既に策定済みである、公共施設等の個々の個別施設計画の上位計画として、施設管理の基本計画となるものでありますので、相互に関連性を持つ計画ということで、今後策定していきたいと考えてございます。

○郷右近浩委員 余りよくわかりませんでした。といいますのは、県土整備部の橋梁等のアセットマネジメントや、農林水産部等で策定した個別施設計画については、もともとは現場の職員が、そういうものをつくって維持管理していかなければならないということで、今から8年ぐらい前ですか、部局において本当に真剣に取り組んで作り上げたものであって、私はむしろ岩手県は、そのようにきちんと自分たちで計画を策定し、インフラ長寿命化等に取り組むといった意味で、先進県でもあるというようにも思っているぐらいであり、しかも、それが職員の間から起こり、でき上がってきた形であるということで、すばらしい取り組みだと思っております。そうした中で、せっかく例えば国土強靱化計画というものが出来たときに、ある程度、現場で動かすフローの部分をうまく盛り込みながら一緒になって取り組むこととして、国からの財源等いろいろなものを加味できるような形で進行させていくことは、岩手県にとってプラスになるのではないかというふうに思うわけでありまして。本計画においてちょうど橋梁やさまざまなインフラ施設が抜けているのは、多分そうした意味なのかと見てとっていたわけなのですが、そのためにはもちろん、岩崎委員のほうからもお話がありましており、他部局とも連携をとりながら進めていただきたいと思うわけでありまして、それについてどのようにお考えか、所感をお伺いします。

○風早総務部長 先ほど管財課総括課長が答弁申し上げたとおり、今年度中に全体の公共施設等の総合管理計画の指針的なものを定める見通しでございまして、この後平成28年度から平成32年度までの5カ年間で、各部局ごとに個別の施設計画をつくっていくということになります。その中では、委員御指摘のような、既存のこれまでの積み重ねというものを急に御破算にするわけではなくて、その積み重ねの上に、この総合的な指針等も踏まえて、各部局と意見交換をしながら積み上げをしていきたいというふうに考えております。

各部局との連携というのはこの計画だけで完結するものではなく、先ほど岩崎委員の御質問にもありました建設業のあり方については、ことしの3月に県土整備部の方針がまとめられましたけれども、こういった部分についても、先ほど御説明した各部局の協議の場のようなところ、部局間の連携のスキームをつくって、適宜意見交換をしながら、お互い今まで持っていた知恵をブラッシュアップして、積み重ねをして、変えるべきは変えていくということで対応していきたいというふうに考えております。

財源についても同様でございまして、今後具体の個別の案件の計画を立てていく段階には、当然財源問題というものを考えていく必要がございますので、さまざまな有利なものを使用していきよう努力したいというふうに考えてございます。

○飯澤匡委員 それでは、大きく2点あるのですけれども、最初にNPO事案に係る検証

組織について、知事名で、議会側に投げかけられた文書を事務局からいただいております。担当は総務部人事課行政経営担当課長となっています。この問題について、議会は非常に真摯に対応したというような印象を私は持っていますけれども、この資料には、決議の趣旨を十分に反映させるとともに、より客観的な検証の実施を確保するため、新たな検証組織の構成メンバーへの議会からの参画等を含め、広く御意見をいただきたく御検討方お願いします、と書いてあるのです。

それで、文書に書かれてある議会からの参画という点については、既に議会運営委員会では結論を見たわけなので、確認したいのですが、これを議会側に投げかけた真意というのはどういうところにあるのか。二元代表制の中で、独立した機関である我々議会に対して、検証委員会に参画してくれと執行部側から申し入れたということについてどういう真意があったのか、私はそれを知りたい。その中の検討過程、知事の意味が皆さんの中でどのようにしんしゃくされて、この文書に反映されたのか、これをまずお知らせください。

○菊池人事課総括課長 議会参画の検討過程と要請を行った真意ということでございます。委員御説明のとおり、私どもといたしましては、県議会の議決の趣旨を十分に踏まえた検証をする必要があると考えておりまして、より客観的な検証の実施を確保するという事で、例えば議会から参画いただくことも一つの方策と考え、それらも含めて広く御検討をお願いしたものでありまして、知事からも記者会見の際にお話があったかと思いますが、あくまで参画をお願いするという意図というよりは、それらも含めて議会の議決を十分に尊重して執行部側として対応したいということで文書を差上げたものでございます。

○飯澤匡委員 それで、この文書が出た時期についてです。恐らく会計検査の結果が出たので、それと時期を同じくすると思うのですが、具体的には今の段階で文書まで出して議会をお願いするという事になれば、相当のスケジュール感を持って行っていると思うのです。それについては今の時点でどのような検討をされているのでしょうか。

○菊池人事課総括課長 スケジュール感というお話でございますが、第三者に委員をお願いして組織を立ち上げるということでございまして、検証をお願いする相手方もございますので、現段階で具体的なスケジュールをお示しすることは困難ではないかというふうに商工労働観光部、総務部とも考えております。

一方で、皆様方、県議員側からは、年度内に決着をつけるべきなどとの意見もございまして、こうした意見も踏まえ、可能であれば、本年中にでも再検証組織の人選を進め、その後2月議会で報告できるように進められればいいのではないかというふうに内部で今検討しているところでございます。

○飯澤匡委員 あとは意見にとどめますが、まさに今の政権になって地方自治という部分に余り光が出ていなくて、一時期は地方制度調査会で地方政府にまで発展させていくのだというような動きがあったのですが、それは今停滞中です。その中で、しっかりとした二元代表制を確立するためには、今は議会側から監査委員も選出しておりますけれども、ある機関では、議会側から監査委員を選出するのはどうなのかというような議論もある中で、

参画を要請するという事は、そのような動きも執行部はよくよく検討しているのか、地方分権の流れにどういふふうな考えで沿っているのかと、少なからず疑問に思ふわけです。これは、私の意見として申し上げておきたいというふうに思ふます。

2点目は、先ほど岩崎委員からもありました I G R の経営問題です。私の質問の趣旨は、例を言いますと競馬組合のときと同じです。要するに、現在は 2013 年から 2017 年までの中期計画の最中であり、しっかりとした経営基盤をつくる時なのです。先ほど課長からお話があったように、今の I G R の収入を支えているのは J R の鉄道使用料なのですが、これが見直しの結果、新スキームになったおかげで、平成 23 年から平成 24 年にかけて使用料が約倍増し、これが大きな収入源になっているわけです。

確かに旅客数も過去最高を記録して、いろいろな努力をしていることは評価いたしますが、ただ今後のことを考えると、旅客数についても人口減少の問題があり、先ほど御説明があったように、これから設備の再投資を迫られることなどを考えると、しっかりとした財務体質と、簡素かつ強靱な経営組織をつくっていかねばならない。こういう私の思いから、今の経営に対してどのような準備がされているのか、財務体質はどうか、これらのことをお聞きしたいということが質問の趣旨でございます。

それで、もう一回繰り返しになりますけれども、中期計画においては、徹底した経費節減に努め、費用と収入の均衡を図りながら黒字経営を継続しますと書かれています。そしてもう一つ、これは今の社長が、平成 26 年 10 月 1 日発行の三セク鉄道だよりという全国の機関誌への寄稿の中で、黒字経営の継続とキャッシュフローの健全化を目指すとしています。I G R は言うまでもなく第三セクター鉄道でありまして、県民の足を守るために、並行在来線から I G R という会社が設立され、現在に至っているわけです。したがって、財政の経営の根幹である財産の透明化及び健全化、これらは両輪として県民に示されなければならないというふうに私は思っています。

先ほどの岩崎委員の質問の続きになりますけれども、I G R 新社屋の通路も合わせた約 5 億円の建設工事費は、事業報告の中で、来年のバランスシート上にはどのように反映されるのか。先ほどの説明では少し理解できない部分があったので詳細にわたってお聞きしますけれども、要するに資本金は 18 億 4,970 万円、そして昨年の事業報告書における利益剰余金が 5 億 4,300 万円であるとすれば、恐らく自社ビルですから、来年の貸借対照表の資産の部には、不動産の評価額とともに評価として上がってくるわけですが、株主資本のほうはどのようになるのですか。先ほど資本金から捻出したのではないかというお話がありましたが、バランスシートの点からどのようになるのかお知らせいただきたい。

○宮野副部長兼地域振興室長 来年度の貸借対照表における新社屋等の建設工事費の計上についてでございますが、平成 26 年度決算で申し上げますと、資産の部の中の現金として 16 億円の預金がございます、言ってみればこういったものが自己資金ということになります。今回は借入金等によらず、この自己資金を使って建物を建設したことになりますので、いわゆる資産勘定の中での現金から建物への振りかえというような会計処理が行わ

れ、現金が減り、その分建物という資産がふえるということになります。したがって、貸し方の資本と負債の部には基本的に変更がないといえますか、資本金の18億4,900万円については、貸借対照表上移動がなくそのままになるということになるかと思っております。

○飯澤匡委員 わかりました。ちょっと質問がくどかったですね。いずれそうすると流動資産の現金、預金のほうから支出しているということですね。

さて、そこでことしはかなりの設備投資をしたということもあって、今後の備えはどうなるのか、次の中期計画にもかかわってくる今期中期計画がどのようになっていくか。競馬組合のときも、順調なときはみんないいと言うのです。岩手県も構成団体も、いいときは何も言わない。しかし、一旦収益が落ち込んだときには、もう手の施しようがないことになってしまう可能性もある。特に鉄道事業は、県民の足を守るという、公共性が高い事業ですから、なお一層透明化を図っていかなければならないというふうに私は思います。

そこで、先ほど寝台特急の運行廃止に伴う収入減を補填しようとする三つの策が示されたところでありまして、広告宣伝については随分いろいろな場面でメディアにも出されているわけなのですが、現在注目的になっているさまざまな部分のうち、特に私がお尋ねをしたいのは観光業です。これは第2種旅行業の登録を第1種旅行業に変更して、海外の旅行の取り扱いもあっせんするという意欲を示されたわけですが、これによる収支及び利益については現在どうなっているか、お示し願いたいと思います。

○大坊交通課長 観光部門の旅行業についてのお尋ねでございますが、I G Rには銀河鉄道観光という旅行業部門がございまして、開業当初から、切符の手配等のさまざまな営業を行っておりますが、平成26年3月に海外旅行企画商品も取り扱える第1種旅行業に登録を変更し、I G Rからは、今後この分野に力を入れたいという話を聞いております。

平成26年度の旅行業部門の売り上げは、売り上げベースで平成25年度と対比いたしますと1.5倍の伸びを示しております、順調に営業を展開していると承知しておりますが、営業を強化し始めたのは第1種旅行業へ切りかえ後の平成26年3月以降でありまして、今後これがさらに本格化し、伸びていく部門だと思いますので、県としても支援していきたいと考えています。

○飯澤匡委員 通常の会社は大体四半期ごとに損益計算書を出すわけですが、もう12月ですから、2期ぐらいの部分は出ていると思うのですが、どうなっていますか。今年度末を待たずとも、大体半期が終わったわけですから、その収支、利益、どうなっていますか。

○大坊交通課長 聞き取りではございますが、おおむねの感触として、現在半期終了時点で、平成25年度の通年程度の売り上げを上げているというふうに聞いております。今後の見通しにつきましては、旅行業部門の営業の見通しは上期より下期のほうが伸びる傾向があると聞いておりまして、下期は売り上げがさらに伸びる見込みであり、平成27年度は平成26年度よりも売り上げが伸びるということがI G Rの意向であると聞いています。

○飯澤匡委員 私は数字を聞いているのです。きのうのうちに前もって質問の趣旨を示しておりますから、きのう聞き取れたはずですので、答えてください。

○大坊交通課長 具体的な純利益等々につきましては、I G R側から、営業情報であり、取引先等の関係もありますので公表していないという回答をいただいております。

○飯澤匡委員 そこで、これから本題に入りますが、来年度は1億8,000万円程度の減収が見込まれるということで、私はあえてきのう質問の趣旨を示したのですけれど、このような状況でその説明ができないということは問題だと思うのです。旅行業の登録を第1種に変更するには、旅行業協会への供託金を新たに積み増ししなければならない。従来は第2種で1,000万円であったものが、第1種であれば通常は7,000万円かかるところ、既に協会員なので5分の1の1,400万円です済む。供託金を積み増した上に、現時点でどの程度の純利益が出ているのか数字を言えないというのでは、今後どのような収支を保っていくかという目標数値を設定する上で、経営戦略にかなっていないと考えるのですが。

ことごとく新しい事業に挑戦して、現在社屋のある盛岡市青山の敷地を有効活用して不動産収入を図ろうとするのもいいでしょう。ですが、長期的展望に立った場合に、必ずしも明るい見通しばかりではない中で、あえてそういう経費のかかる分野に進出するのはどうなのかと。このことは恐らく取締役会での承認を経て決定されていると思うのですが、これは経営ですから、我々は結果論でしか言うことができないという部分はあります。

そこで、この間I G Rを訪れて、諸経費が目に見える形での財務諸表を提出できないかというお願いをしてきたのですが、その点についてはどのような回答になっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○大坊交通課長 I G R等を含めた県出資法人の情報の公表につきましては、出資法人の保有する情報の公表に関する要綱というものに基づいてなされておまして、委員御指摘のI G Rの勘定科目別の経理の詳細といったものにつきましては、この要綱においては公表が予定されておられません。また、I G Rにおいては、みずから公表しないというようなお話もいただいておりますので、この資料の公表は控えさせていただくものでございます。

○飯澤匡委員 私は、I G Rの4カ年分の総会資料を見させていただきましたが、これは基本的な貸借対照表、特に損益計算書については非常に簡素な形でしか公表されておられません。最近の附属資料として、旅費、交通費を含んだいろいろな部分で詳細に勘定科目が出ています。しかし、詳細に見ますと、平成26年度からは運送費の旅費交通費は表示されている一方で、平成24年度、平成25年度は表示されていない。一般管理費の部分の旅費交通費については3年間表示されているわけですが、これでは費用の比較ができません。なおかつ、私が入手した通常ベースの資料には、宣伝広告費については一切触れられていないのです。この間、私から見ても積極的であると思うほどのさまざまな宣伝広告を行っているわけですが、第三セクターであることや県民の足であるということも鑑みて、現在の中期計画をしっかりと次の中期計画に結びつけるために、本当に今の経営状態がいいのかどうか、これは取締役会で決定するわけですが、やはり気になる場所なのです。

財務諸表については特に広報企画費が全く見えてこないわけですし、先ほど言った旅費交通費等についても非常にわかりづらい。これらについて、委員長名でI G Rに対して提

出をお願いすることはできないか、委員長にぜひともお願いしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、最後に見解をお聞きしますが、今までこういう公共的な第三セクターにあっては、何回も言いますが、急激に収益が減益になってから物事が発覚する。今回の I G R も、県民の足を守るという点については非常に公共性が高いわけです。したがって、今の社長がキャッシュフローの健全化を目指している以上、県民に対してもしっかりと説明責任が必要不可欠だと思うのです。税法上の問題や、準拠する例規等により資料を示せないということですが、我々議会は県行政の監督、監視をする役割を担っているわけですから、ましてや岩手県が 50%以上出資している会社でありますし、県民の生活にとって重要な事業を行っている点に私は非常に重きを置いているわけですが、この件に関して部長はどのような見解なのか、お知らせいただきたい。

○大平政策地域部長 I G R は、委員御指摘のとおり公共性の高い第三セクターでありますので、しっかりと指導監督を行っていきたい。また、私自身も取締役でありますので、取締役会では現在の経営についていろいろお話がありましたが、線路使用料収入が多額に及ぶとのことをごさいますて、先ほどの寝台特急についての話を申し上げますと、ことしの使用料収入が 1 億 2,000 万円でありまして、去年から 1 億 8,000 万円減っているので、来年は 1 億 2,000 万円減収になるわけであります。現状のところでは、ことしの黒字が 1 億 1,500 万円くらい計上できるということですから、単純に計算しますと、来年度 1 億 2,000 万円減っても、この部分だけ見ますと収支がとんとんになると思っております。

長期的には、沿線人口が減少していくわけですが、一方で I G R は昨年度の旅客収入が収入、人員とも過去最高を記録しているとのことであり、それはやはり、経営努力というところも評価しなければいけないと思っております。消費税増税時に運賃を値上げせず一定の金額を維持することで、お客様がある程度戻ってきているなど、さまざまな経営努力を行っており、経営について、現時点で大きな問題を抱えているとは思っておりません。ただ、長期的なトレンドとしましては、人口減少は必ず起こるわけでありまして、線路使用料についても、今後北海道新幹線の開通により貨物列車の運行がどのような影響を受けるかということなどを、きちんと注視していかなければいけないと思っております。

その中で、取締役会などの場において、委員のおっしゃるような部門別の、本体の根幹となる旅客収入や貨物の線路使用料、さらに不動産業や観光業などの関連事業はどうなっているか、そこはきちんと見ていかなければいけないし、必要がある場合には、社長や常駐の経営陣に対してきちんと意見を申し上げなければいけないと思っております。

情報の公開については、さまざまな御意見は承知しておりますけれども、大変申しわけございませんが、現時点では、先ほどから課長が申し上げているとおりでございます。委員長からお話があれば、I G R に対してもまたきちんとお伝えしようと思っております。

繰り返しになりますけれども、長期的に赤字にならないように、しっかりと注視していきたいと思っております。

○飯澤匡委員 最後になりますけれども、観光業を目指すだけではだめだから言っているの

です。私の目から見ても華々しいところは、確かに経営努力は認めますし、先ほど言った旅行業にしても、第1種旅行業への登録に変更したら、利用者人数が大幅にふえているわけですが、どうも方向性がおかしい。では1億2,000万円の減収分を具体的にどのようにして補填するのか。これは短期的なものではなくて中期計画で取り組んでいかないと。

この間もI G Rを訪れたときに、次の中期計画はどうなっているのか聞くと、まだつくっていないというわけです。そのような状況の中では、なかなか展望は見えてこない、だから私はこの問題を取り上げているわけです。そういう感覚では私はだめだと思います。経営努力を行っているから大丈夫、そういうことではないのです。県民の足となって、できる限り継続営業してもらわなければならない。私は前段でこのような立場から申し上げておりますので、ぜひともそれを御理解いただきたいと思います。

いずれにしても、私はこのI G Rの経営について、今後も重大な関心を持って調査を行い、この場で質問させていただきたいと思いますので、先ほどの件については委員長のお取り計らいをもって、ぜひとも情報公開をしっかりしていただき、我々が県民の代表として議論ができるような資料をお届けいただきたいということを申し上げておきます。

○小野共委員長 一旦休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 会議を再開いたします。

今の飯澤委員の資料の提出要求については、また検討させていただきたいと思います。

○飯澤匡委員 相対取引がわかるなどということは絶対にあり得ないと思います。ではどこに相対の取引先が出てくるのですか。広告宣伝費の前年費用との対比を私は知りたいのです。総会資料に勘定科目が出ていないから、私は要求しているわけです。普通ならどこの会社でも出ているものなのに、なぜかこの部分だけ抜き去られたという意図的なものを感じるので、私は要求しているのです。

もし全部が無理だというなら、広告宣伝費の3年間の推移だけでもいいです。それからもう一つ、先ほど言った旅行業の純利益がどのくらい出ているのか、来年の監査には間に合わなくても、2月の議会までにはまだ何回も常任委員会があるので、これをぜひともお示しいただきたいと思います。これは最低限のベースです。

○城内よしひこ委員 私からは、2点お伺いしたいと思います。

この5年間、たくさんの東日本大震災からの復興の応援職員の方々にいらしていただきました。まだ復興の道半ばということで、被災地各市町村では、まだまだ応援職員をお願いしたいという話がございます。そういったことは多分当局の耳にも入っていると思いますし今後どのような形で手配するのか、その準備状況についてまずお伺いしたいと思います。

○佐藤市町村課総括課長 被災市町村の応援職員については、11月末時点で、来年度の市町村の要請数を取りまとめさせていただきました。11月1日時点の確保数は、県内も含め

た全国から 725 人となっておりますが、平成 28 年度の必要数が 730 人でありますから、現在おいでいただいている職員よりも、さらに 5 名ほど要請数のほうが多いという状況になってございます。

応援職員の確保につきましては、被災 3 県で、全国の都道府県庁、全国市長会、全国町村会を回って状況を説明するとともに、被災地の事業のピークがもう少し続くということから、ぜひとも最低でもおいでいただいている人数は何とか確保させていただきたいということをお願いをしております。ただ、発災から時間がたっており、また、遠方の地域にはなかなか被災地の状況が伝わっていないということもございまして、まだそのような状況なのかという話をいただくこともございますので、状況を丁寧に御説明して、何とか被災地の人員確保をお願いしたいということで要請をしております。

それから、総務省から 12 月 3 日付で、被災 3 県の自治体への派遣要請という文書が各都道府県のほうに出されておりますので、総務省のスキーム等を含めまして、これから具体的な人数確保の調整に入っていく状況になってございます。

○城内よしひこ委員 職員を派遣してくださる自治体のほうでも、近年特にも技術職の方々がなかなか不足しており、長期にわたる派遣が大変厳しいという話を承りました。まだまだ復興道半ばの中にあつては、技術職も必要な人材であります。そこをうまく確保していくというのはなかなか難しいとは思いますが、その辺の課題について、復興を進めていく上では大事な要素だと思いますので、確認したいと思います。

○佐藤市町村総括課長 委員御指摘のとおり、土木職を中心に不足人数が恒常的に続いている状況になってございます。全国各地で大規模な自然災害が発生しており、送り出す自治体も自分のところの技術職の確保が大変であるという状況になってございます。また、土木職の新採用職員や任期付き職員の募集も行っておりますが、民間企業の景気との関係等もございまして、必要な人員が確保できていない状況が続いてございます。

いずれそのとおり全国的に厳しい状況であるということは認識しておりますが、被災地が今直面しております早期の復興に向けてどうしても必要な人員だということについて、粘り強く各方面にお話をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○城内よしひこ委員 ぜひこれは、引き続き粘り強くお願いしたいと思います。

次に移ります。猟銃免許の返納と許可の状況について伺いたいと思います。これは、これまで各決算特別委員会、予算特別委員会において県内の狩猟等について質問してきた中で突き当たった課題なのですけれども、今数字がわかればお伺いしたいと思います。

○羽澤参事官兼生活安全企画課長 猟銃の所持許可状況と返納状況でございますが、過去 3 年につきまして説明させていただきます。

猟銃等の所持許可者数は、平成 24 年末で 1,912 人、平成 25 年末で 1,800 人、平成 26 年末で 1,740 人、平成 27 年 10 月末現在では 1,668 人となっております、前年同期比でマイナス 68 人となっております。

次に、猟銃等所持許可証の返納状況についてでございますが、平成 24 年中で 135 人、平

成 25 年中で 146 人、平成 26 年中で 125 人、平成 27 年中では 10 月末現在で 105 人でございまして、前年同期比でマイナス 10 人でありまして、返納者数は年間 130 人前後で推移しているところでございます。

○城内よしひこ委員 新規の所持許可者の方々はなかなかふえないけれども、御高齢になって危ないから返納するという方々が今たくさんふえている。そういう中であって、ニホンジカの被害、駆除するのは農林水産部サイドですし、環境生活部サイドでは保護という言葉を使うのだそうですけれども、3 者が連携しながら適正な数で駆除していかないと、今後ニホンジカが北進していくということで、大きな問題になっています。県内の頭数について、以前私が聞いたときには 1 万頭ぐらいだという話だったのですけれども、きのう獣医師に聞いたところ、4 万頭ぐらいいるのではないかとこの話をしておりました。岩手県で管理されている黒毛和種の和牛が 1 万頭弱であるということを考えると、大変な数であります。今後被害が拡大する前に、全庁的に力を合わせながら抜本的な対策を早く行っていないと、今後は農業人口も減っていく中、大変な状況に陥っていきます。午前中、いわての森林づくり県民税条例の審査の際にも話をしましたけれども、森林、林業、森林税も含めて、こういったものに使えないものかと思うのですが、そういった抜本的な課題解決に向けて、今かじを切る時期だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○羽澤参事官兼生活安全企画課長 委員御指摘のとおりでございますが、警察といたしましては、全国的に猟銃等の盗難事件、さらには猟銃等による事件事故の発生が見られるところでございまして、その未然防止を図ることが非常に重要であると考えているところでございます。警察といたしましては、関係機関と連携を図りながら、不適格者の排除、そしてまた猟銃等所持者に対します厳正、適正な保管、そして管理の指導等の取り組みを継続して推進してまいりたいと考えております。

○風早総務部長 税との関係も含めてただ今御質問いただきました。まず、午前中にも 4 人の委員の皆様から御質問をいただきましたが、新しい税を創設したり、それを継続していくにあたっては、まず第一に納税者の皆さんの理解をいただくことが非常に重要であると思っております。そうした中で、今回のいわての森林づくり県民税の期間延長に関して農林水産部が行ったアンケートでは、納税者である県民の 7 割近くの方々に理解していただいているという状況を、我々としてはまず大切にしながら、午前中税務課のほうからも御答弁申し上げましたが、引き続き丁寧な説明と情報公開、説明責任というものを果たしていく必要があると思っております。

鹿ということになりますと、そもそも平成 18 年度の税創設時の趣旨等からは少し遠い面もあるのではないかと考えております。いずれにしても納税者の皆さんに理解していただくという観点で、時代とともに森林に対する県民の理解や、森林等も含めた環境意欲の高まりというものは、当然変わってくることもあろうと思っておりますので、そういったものを踏まえながら、鹿という観点は少し遠いという気もしますが、引き続き検討していく必要があるのではないかとこのように思っております。

税の観点からはそういうところですが、一方、いわゆる駆除については、環境生活部及び農林水産部と連携しながら、何万頭ぐらい生息しており、それを一定程度減らしていくというようなことをについて、さまざま議論をさせていただいております。今年度も当初予算措置をしておりますが、来年度以降についても、予算化、事業化については引き続き議論させていただきたいと思っております。

○**城内よしひこ委員** 税の観点からですが、植林を再造林すると、鹿が植えられた新しい芽を食害するということが、大変な状況だそうです。そして、全県にどれぐらいの頭数が生息しているかということについてもしっかりと調査をしないと、駆除の計画というのは立てられないと思うのです。今までは農林水産部サイドでとか、環境生活部サイドでとかという、おおよその話しかしませんけれども、きちんと頭数を把握して、しっかりとした計画で対応していただきたい。そのことが、岩手県のこれからの農業や林業を守る大きな要素となると思っておりますので、お願いしたいと思います。

○**小野共委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

なお、今回継続審査と決定いたしました請願陳情につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労様でした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情及び所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については、いわて・三陸地域の海洋再生可能エネルギーの取り組みについてといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。